

# 学校における消費者教育の現状調査

## <報 告 書>

平 成 2 9 年 1 月

山口県消費生活センター

## 目 次

### I 調査の概要

1 調査の目的	1
2 調査内容	1
3 調査対象	1
4 調査方法	1
5 調査期間	1
6 実施機関	1
7 回収方法	1
8 報告書の見方	1

### II 調査結果のまとめ

#### II-1 調査結果のまとめ<小学校>

1 回答校の属性	3
2 児童に対する消費者教育の実施状況等	4
2-1 消費者教育に関する授業の実施状況	4
2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関	6
3 今後の取組・課題等	7
3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題	7
3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと	7
3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材	8
3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ	9
4 学校からの気づき	10

#### II-2 調査結果のまとめ<中学校・家庭科>

1 回答校の属性	13
2 生徒に対する消費者教育の実施状況等	14
2-1 消費者教育に関する授業の実施状況	14
2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関	16
3 今後の取組・課題等	17
3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題	17
3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと	17
3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材	18
3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ	19
4 学校からの気づき	20

#### II-3 調査結果のまとめ<中学校・社会科>

1 回答校の属性	21
----------	----

2	生徒に対する消費者教育の実施状況等	22
2-1	消費者教育に関する授業の実施状況	22
2-2	消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関	24
3	今後の取組・課題等	25
3-1	消費者教育を推進するに当たっての課題	25
3-2	学校において消費者教育を推進するために必要なこと	25
3-3	授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材	26
3-4	消費者問題に関する教材で、希望するテーマ	27
4	学校からの気づき	28

## II-4 調査結果のまとめ<高等学校・家庭科>

1	回答校の属性	29
2	生徒に対する消費者教育の実施状況等	30
2-1	消費者教育に関する授業の実施状況	30
2-2	消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関	32
3	今後の取組・課題等	33
3-1	消費者教育を推進するに当たっての課題	33
3-2	学校において消費者教育を推進するために必要なこと	33
3-3	授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材	34
3-4	消費者問題に関する教材で、希望するテーマ	35
4	学校からの気づき	36

## II-5 調査結果のまとめ<高等学校・社会科>

1	回答校の属性	37
2	生徒に対する消費者教育の実施状況等	38
2-1	消費者教育に関する授業の実施状況	38
2-2	消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関	40
3	今後の取組・課題等	41
3-1	消費者教育を推進するに当たっての課題	41
3-2	学校において消費者教育を推進するために必要なこと	41
3-3	授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材	42
3-4	消費者問題に関する教材で、希望するテーマ	43
4	学校からの気づき	44

## III 調査結果の分析

1	調査結果の分析	45
2	児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等	45
2-1	消費者教育に関する授業の実施状況	45

2-2	消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関	46
3	今後の取組・課題等	47
3-1	消費者教育を推進するに当たっての課題	47
3-2	学校において消費者教育を推進するために必要なこと	48
3-3	授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材	49
3-4	消費者問題に関する教材で、希望するテーマ	50
4	学校からの気づき	51

#### IV 資料

IV-1	調査票＜小学校＞	52
IV-2	調査票＜中学校・高等学校（家庭科）＞	54
IV-3	調査票＜中学校・高等学校（社会科）＞	56
IV-4	資料＜H29.1.16 山口県消費生活審議会＞	58

## < I 調査の概要 >

### I 調査の概要

#### 1 調査の目的

消費者教育推進における当面の課題として、「学校における消費者教育の活性化」を取り上げ、学校（教育委員会）と消費生活センター（消費者行政）との連携強化に向けた取組を進めるため、消費者教育アンケートの実施により現状を把握し、今後の施策展開の方向性を検討する。

#### 2 調査内容

調査票のとおり（IV 資料・調査票（52ページから57ページまで））

#### 3 調査対象

県内に所在するすべての小学校、中学校及び高等学校  
（小学校 296校、中学校 160校、高等学校 85校 計541校）

#### 4 調査方法

電子メール配布・電子メール回収方式  
（一部の学校については、郵送配布・郵送回収方式）

#### 5 調査期間

平成28年7月14日から平成28年9月30日まで

#### 6 実施機関

山口県環境生活部県民生活課（山口県消費生活センター）

#### 7 回収結果

	小学校	中学校		高等学校		合計
		家庭科	社会科	家庭科	社会科	
配布数	296	160	160	78	85	779
回答数	296	152	151	75	79	753
回収率	100.0	95.0	94.4	96.2	92.9	96.7

※集計にあたり、回答のあった分校を含め、休校等は除いた。

#### 8 報告書の見方

(1) 図表中の「n」は、各設問の回答者数を示し、比率算出の基数である。

したがって、複数回答の設問では、全ての比率を合計すると100.0%を超える場合がある。

(2) 調査結果の比率は、少数点第2位を四捨五入して算出した。したがって、全ての比率

を合計しても 100.0%にならないことがある。

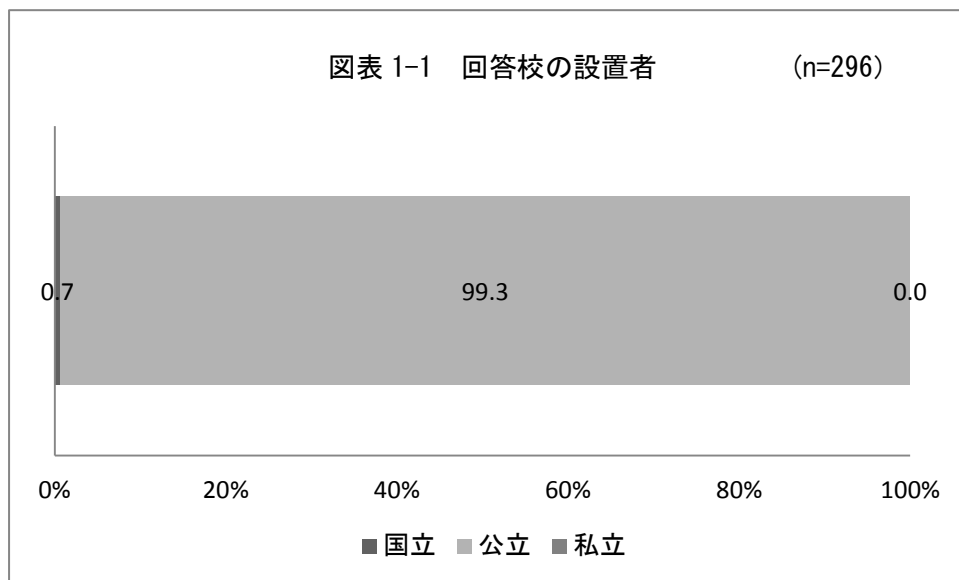
(3) 図表中の選択肢の表記は、場合によっては語句を一部簡略化してある。

< II - 1 調査のまとめ(小学校) >

II 調査結果のまとめ

II - 1 調査結果のまとめ<小学校>

1 回答校の属性



回答校の設置者は、「公立（市町）」（99.3%）、「国立」（0.7%）となっている。  
（図表 1-1）

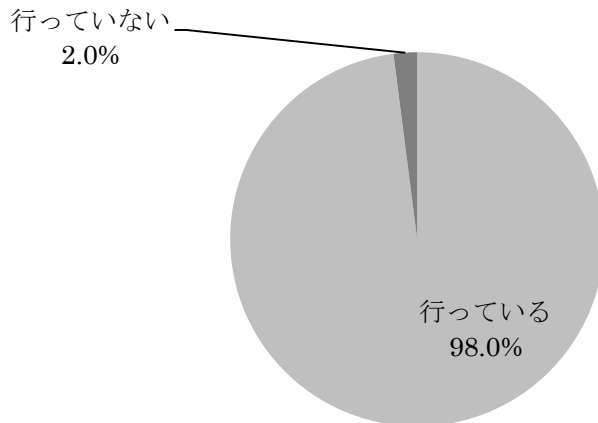
## 2 児童に対する消費者教育の実施状況等

### 2-1 消費者教育に関する授業の実施状況

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

- ①行っている ②行っていない

図表 1-2 消費者教育に関する授業の実施状況 (n=296)

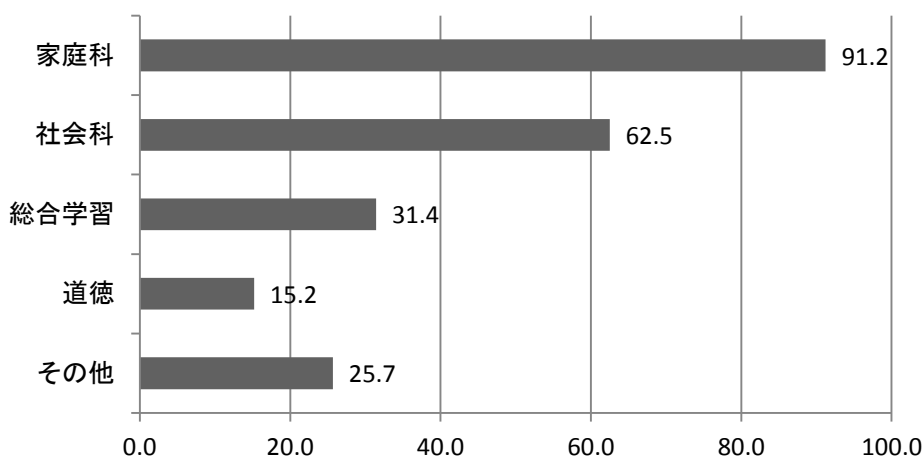


消費者教育に関する授業の実施状況について尋ねたところ、「行っている」(98.0%)、「行っていない」(2.0%)となっている。(図表 1-2)

問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

(1)授業の教科(複数回答可)

図表 1-3 消費者教育の授業を行っている教科 (n=290)

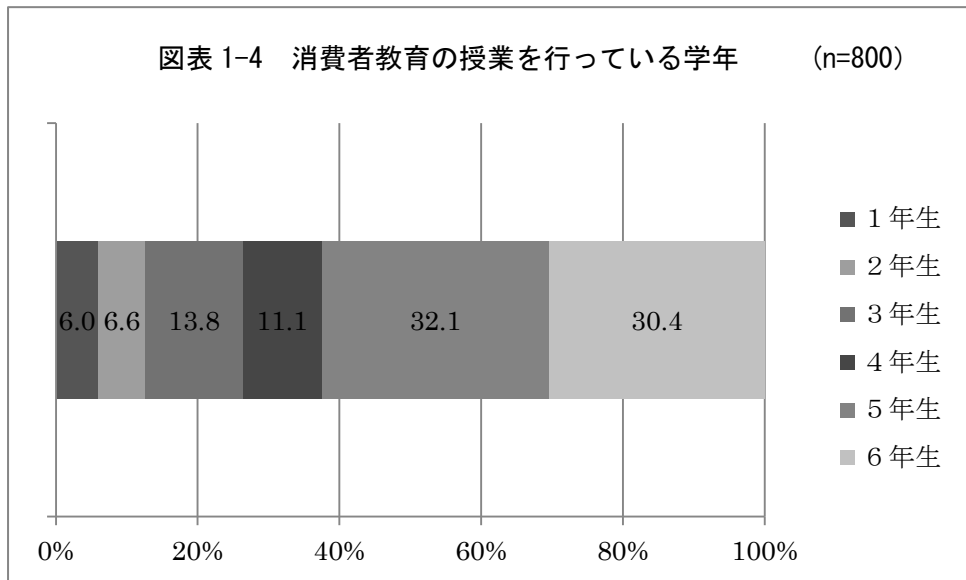




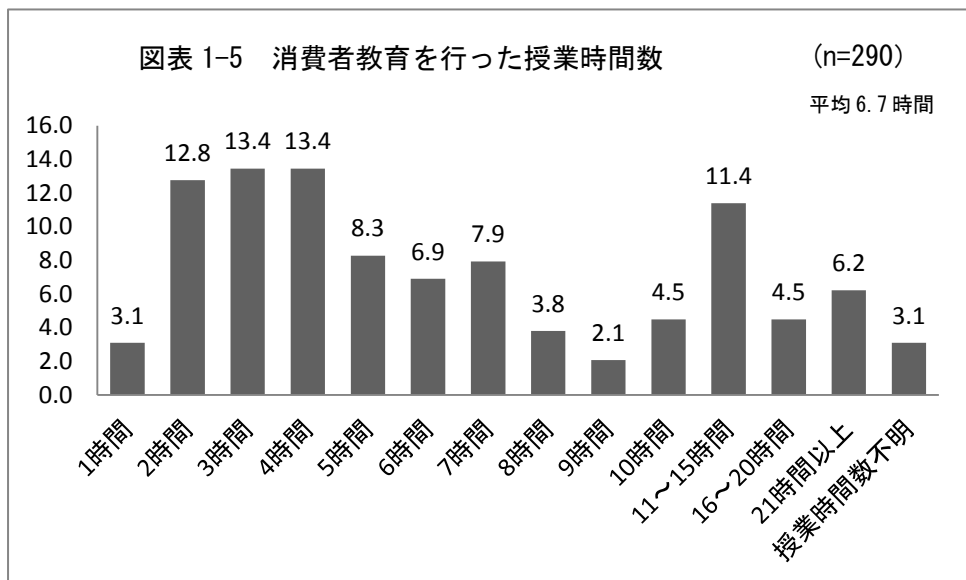
< II - 1 調査のまとめ(小学校) >

(2) 学年(複数回答可)

①1年 ②2年 ③3年 ④4年 ⑤5年 ⑥6年



(3) 時間数(年間)(1つ選択)



消費者教育に関する授業を「行っている」と回答した小学校に、その教科、学年及び時間数について尋ねた。

教科は「家庭科」(91.2%)が最も多く、以下「社会科」(62.5%)、「総合的な学習の時間」(31.4%)と続いている。(図表 1-3)

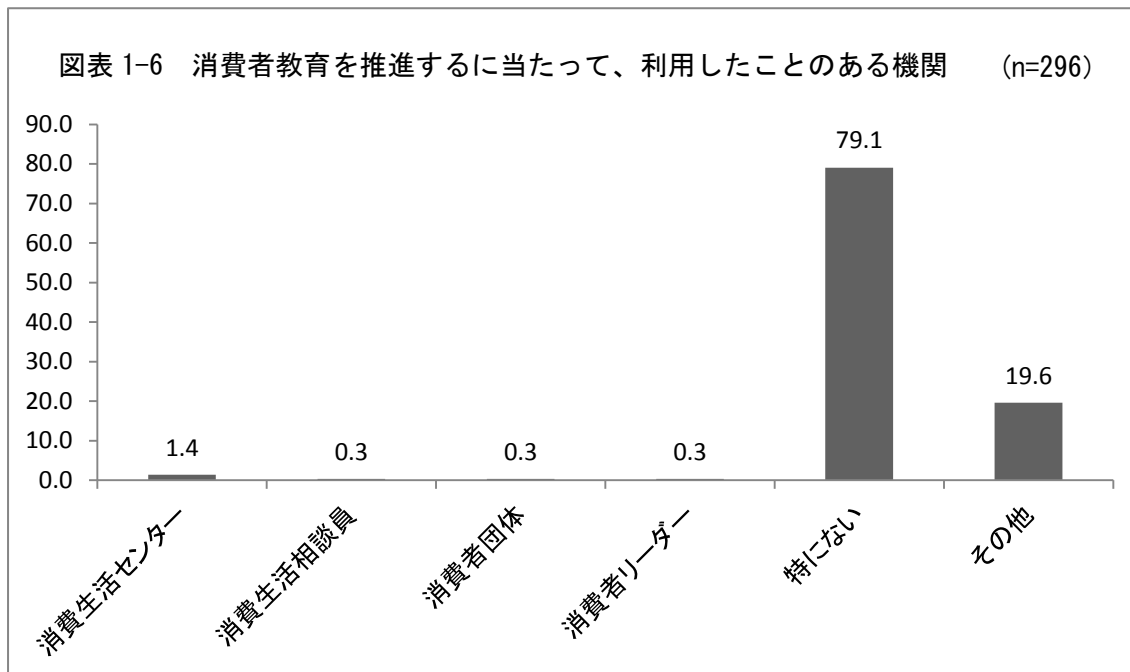
学年は、「5年生」(32.1%)が最も多く、以下「6年生」(30.4%)、「3年生」(13.8%)

と続いている。(図表 1-4)

授業時間数は、「3時間」及び「4時間」(13.4%)が最も多く、以下「2時間」(12.8%)、「11～15時間」(11.4%)と続いている。平均時間は6.7時間となっている。(図表 1-5)

## 2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。(複数回答可)

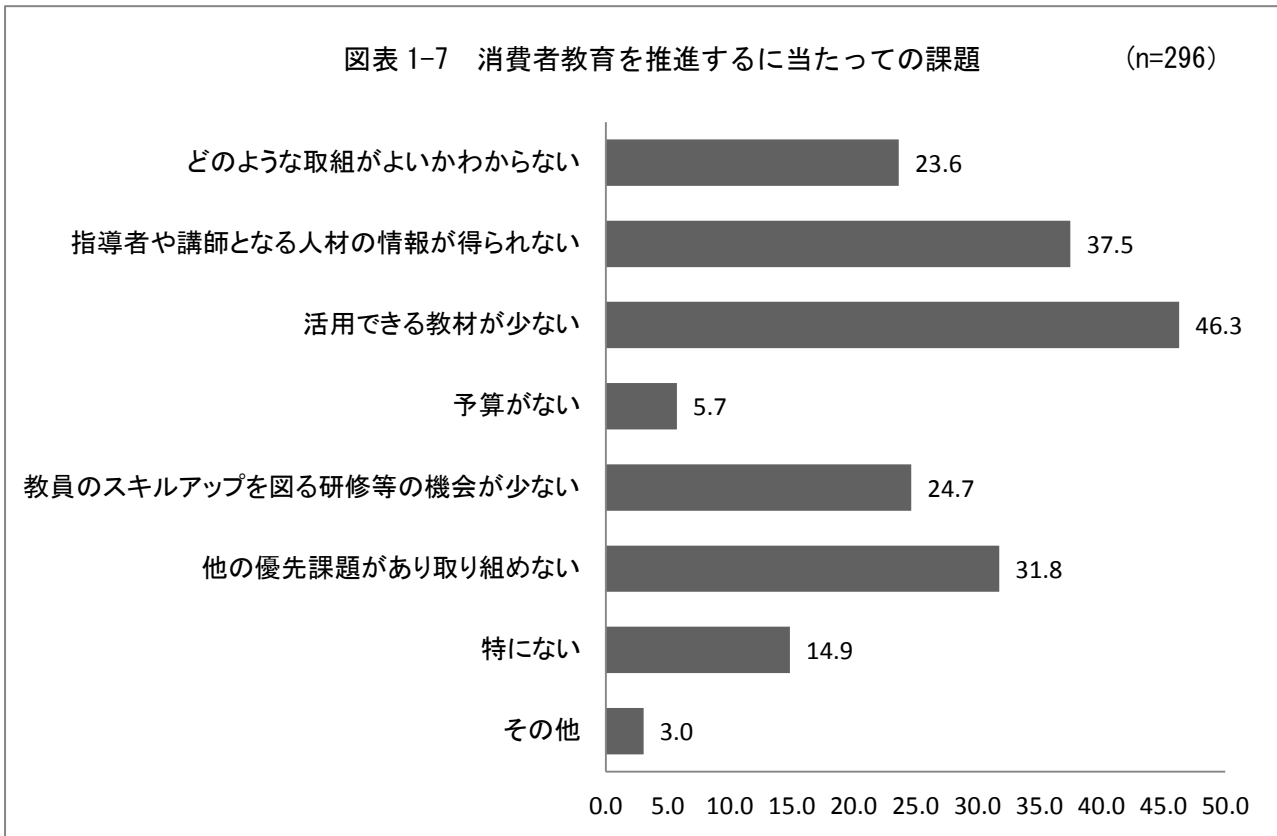


消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を尋ねたところ、「特になし」(79.1%)が最も多くなっている。「消費生活センター」(1.4%)はあまり利用されておらず、「その他」(19.6%)には、「税務署」、「携帯電話会社」、「スーパーマーケット」等の内容があげられている。(図表 1-6)

### 3 今後の取組・課題等

#### 3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題

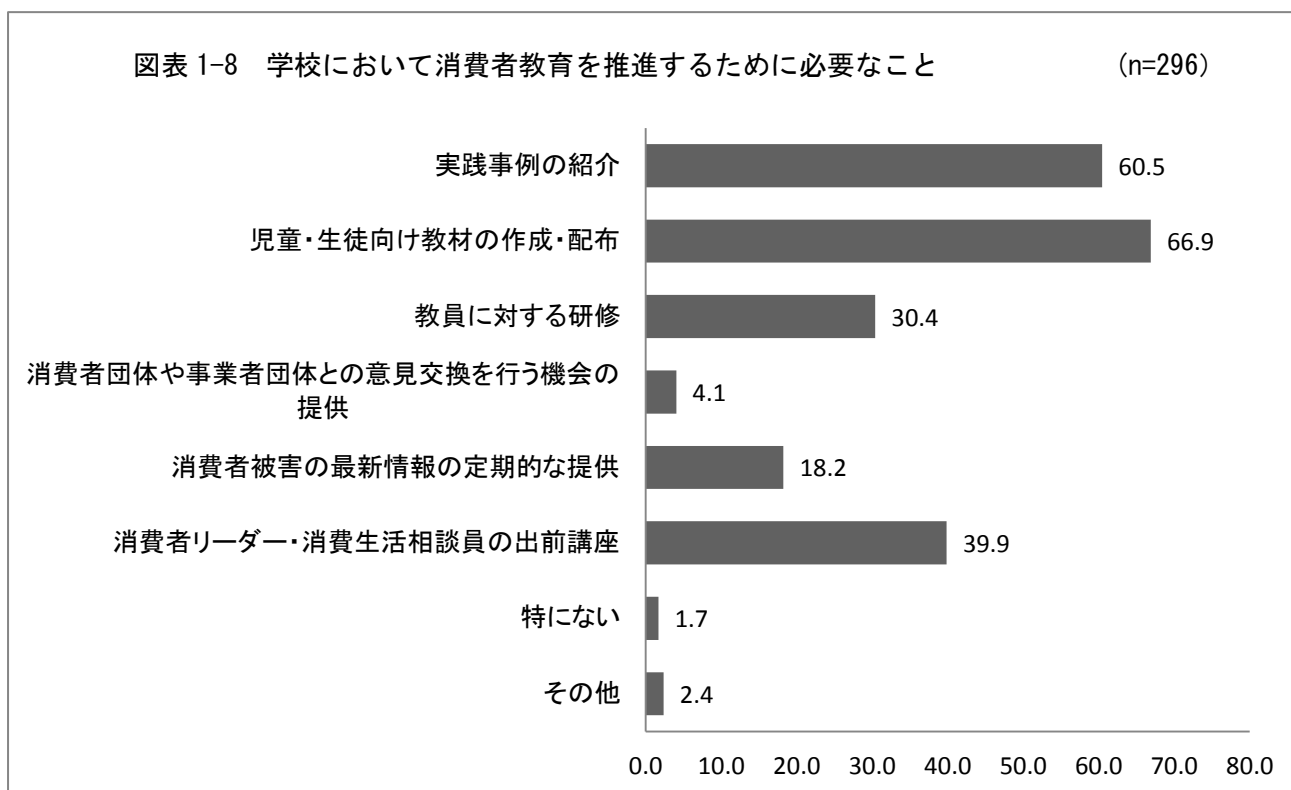
問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。(3つまで回答可)



消費者教育を推進するに当たっての課題を尋ねたところ、「活用できる教材が少ない」(46.3%)が最も多く、以下「指導者や講師となる人材の情報が得られない」(37.5%)、「他の優先課題があり取り組めない」(31.8%)と続いている。「その他」(3.0%)には、「情報が少ない」、「時数の確保が難しい」、「教員に浸透していない」等の内容があげられている。(図表 1-7)

### 3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと

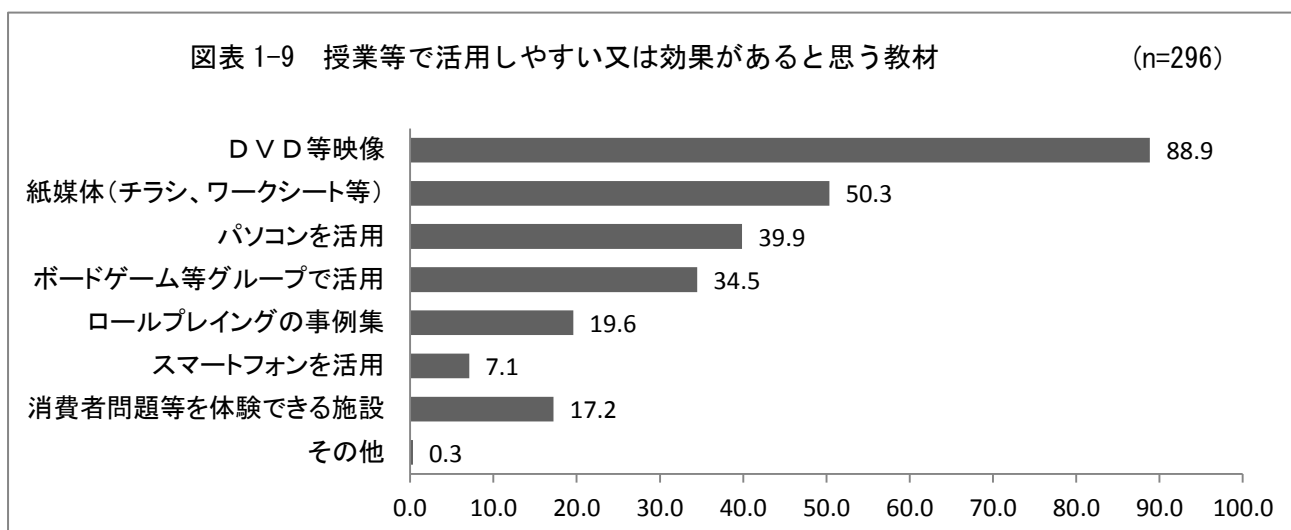
問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。(3つまで回答可)



学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを尋ねたところ、「児童・生徒向け教材の作成・配布」(66.9%)が最も多く、以下「実践事例の紹介」(60.5%)、「消費者リーダー・消費生活相談員の出前講座」(39.9%)と続いている。(図表 1-8)

### 3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。(3つまで回答可)

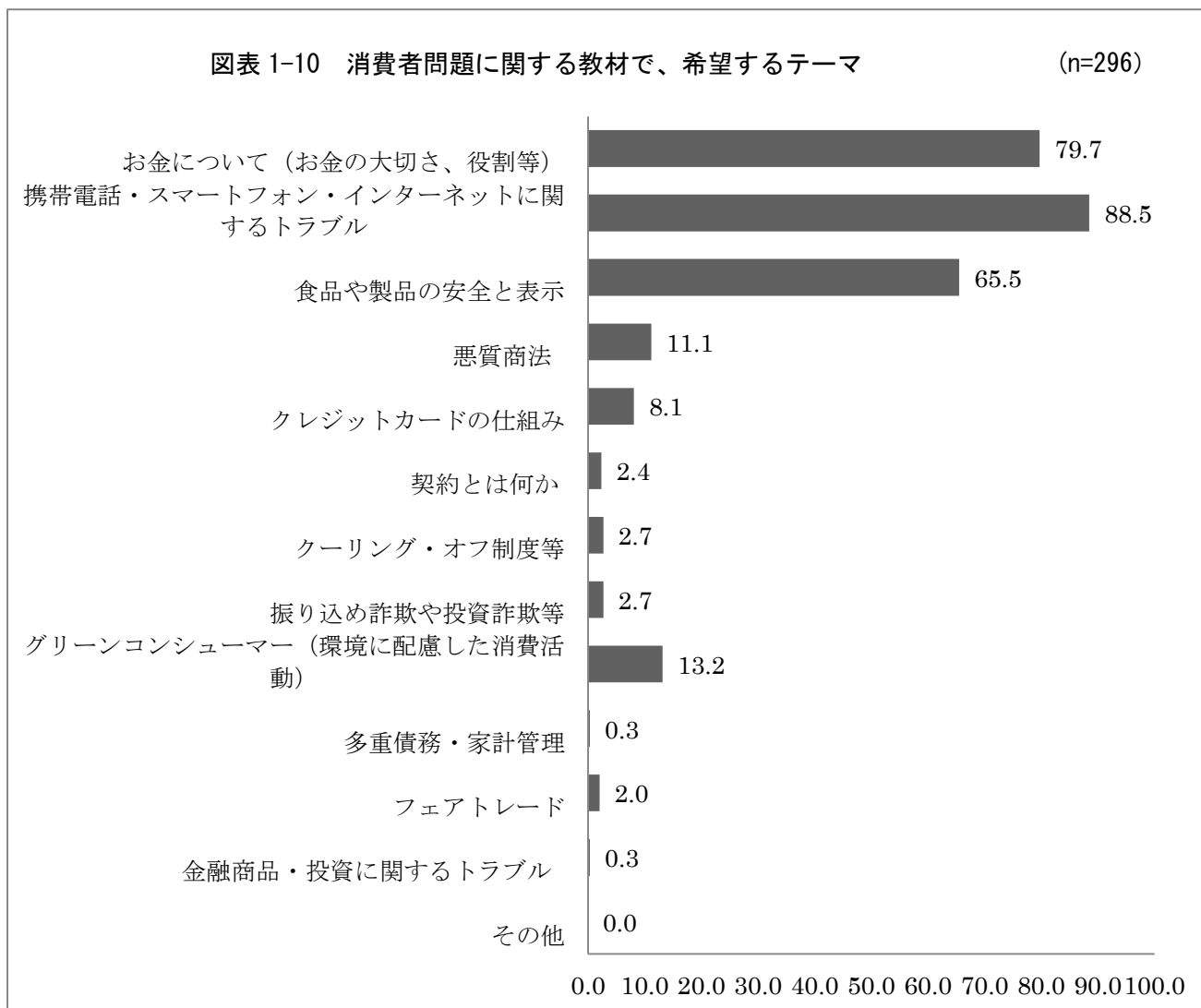


< II - 1 調査のまとめ(小学校) >

授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を尋ねたところ、「DVD 等映像」(88.9%) が最も多く、以下「紙媒体 (チラシ、ワークシート等)」(50.3%)、「パソコンを活用した教材」(39.9%) と続いている。(図表 1-9)

3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。(3つまで回答可)



消費者問題に関する教材で、希望するテーマを尋ねたところ、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」(88.5%) が最も多く、以下「お金について (お金の大切さ、役割等)」(79.7%)、「食品や製品の安全と表示」(65.5%) と続いている。(図表 1-10)

#### 4 学校からの気づき（自由記入欄からの抜粋）

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

- ・ 見た目や目先の価格だけで購買の判断をするのではなく、品質維持や良いサービスには相応のコストがかかるということ、より環境によいパッケージ、輸送の無駄を省くため地産地消を推進するなど、高学年の総合的な学習で今後取り組んでいく必要性を感じている。
- ・ 普段買い物をしたり携帯電話等を利用したりしているものの、自分の「消費者」としての役割を認識している児童は少ないように感じる。お金の大切さや社会における自分の役割を発達段階に応じて指導していき、自分の行動に責任をもてる児童の育成を図りたい。
- ・ 山間部の地域にお店がない環境では、子どもたちにとってお金を使うことが日常的ではなく、小学生の時、お小遣いを自分で管理したり、お遣い等自分で買い物をしたりする経験が乏しい。消費者教育も地域性を考えて実施していく必要があると思う。
- ・ 毎年、地域の方の指導を受けながら、農作物の栽培体験や地域の特産品づくりの体験をさせていただいていることが非常にありがたい。安心・安全について考えたり、地域の一員として行動したりすることができている。
- ・ 携帯やインターネットを通して行われる悪質な行為（悪質な勧誘、金銭を要求するもの）は子どもが巻き込まれる可能性が高いので、対策が必要。6年生で行う租税教室で、どんなことに税金が使われているのかを教えていただいたり、1億円の模型を見せていただいたりしたことが印象に残っている。
- ・ 小学生でもネットトラブル（課金制度での高額請求等）が起こっており、消費者教育を行うべき年齢が低年齢化している気がする。また、それを指導する教材等については内容や言葉が難しく、児童に分かりやすく指導することが難しいという現状がある。
- ・ 子どもたちは、ほしい物が割合自由に手に入る（買ってもらえる）ように思える。また、購入する物がお菓子やゲーム関連ソフト等に偏る傾向があるため、物を大切にしようとする心情が十分に育ちにくいのではないだろうか。「物を大切にすること」が消費者教育においても身に付けさせたい態度だと思うが、家庭でも学校でももっと重点的に取り組みたい内容である。
- ・ 小学生のスマホの保有率が年々高くなってきている。児童対象の取組を充実させながら保護者が研修する機会の設定も必要だと考えている。昨年度は、保護者対象の「携帯・スマホ安全講習会」を実施したが、参加者が少なかったことが課題である。
- ・ 教科の学習の中に組み込まれている教材を通してしか消費者教育を行っていないのが現状である。しかし、社会で起きている様々なトラブルを見聞きするにつけ、小学生のうちから身に付けさせておく正しい知識や技能があると思うので、そういった研修の機会があればと考える。
- ・ 小学校段階では、お金の大切さや買った物を大切にすることを先ず身につけさせたい。

## < II - 1 調査のまとめ(小学校) >

親が働いて得たお金で、商品を買っていることの意味をおさえない。物が豊富にある日本では無駄を今よりも少なくすることの大切さもおさえない。

- ・ 総合的な学習の時間で、「ユニセフ募金」を行うために、地域をまわって献品を集め、自分達で値段をつけて、地域のお祭りでフリーマーケットを行ったこと。消費者のことを考え値段をつけ、活動の趣旨を訴えて、フリーマーケットで販売したので、教育的にも意味があった。
- ・ 5、6年生が地域の祭りに出店し、実際にお金を取り扱う学習を行った。児童は、商品やお金の大切さを実感し、売上金も地域のために使っていこうとする他者への貢献する意識が育まれた。模擬体験で味わえない本物の教育があったように思う。
- ・ 授業として扱うのは5・6年家庭科が主となりますが、遠足前のおやつの買い方、お年玉の使い方等、児童の生活に即した指導は日々実施しています。携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブルについては、5・6年生児童対象に出前授業を実施する(12月) 予定です。町税務課の出前授業で「税金」について学習しました。一番身近な消費税がみんなのために使われていること、買い物をした際自分(児童)が税金を払っていたことを認識しました。

- 学校での消費者教育で活用されている県作成DVD「電話で詐欺のお話」  
(H27年度作成)



電話で詐欺のお話

**電話で詐欺のお話**  
その電話、本当に大丈夫?

実際にあった詐欺を、子どもたちが演劇で再現!  
その手口と対策を分かりやすく紹介します。

山口県

《DVDに関するお問い合わせ》  
山口県県民生活課消費生活センター  
☎ 083-933-2608

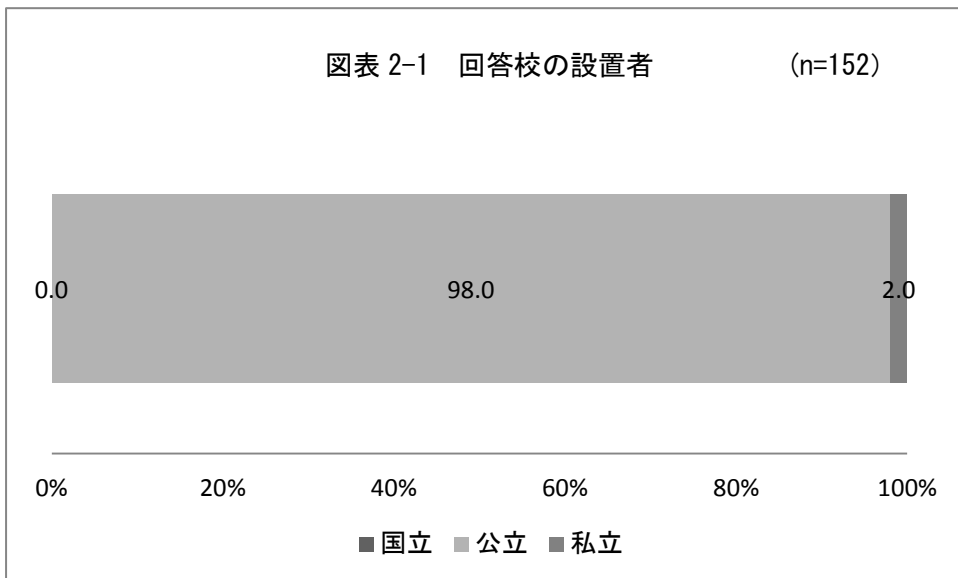


< II - 2 調査のまとめ(中学校・家庭科) >

II 調査結果のまとめ

II - 2 調査結果のまとめ<中学校・家庭科>

1 回答校の属性



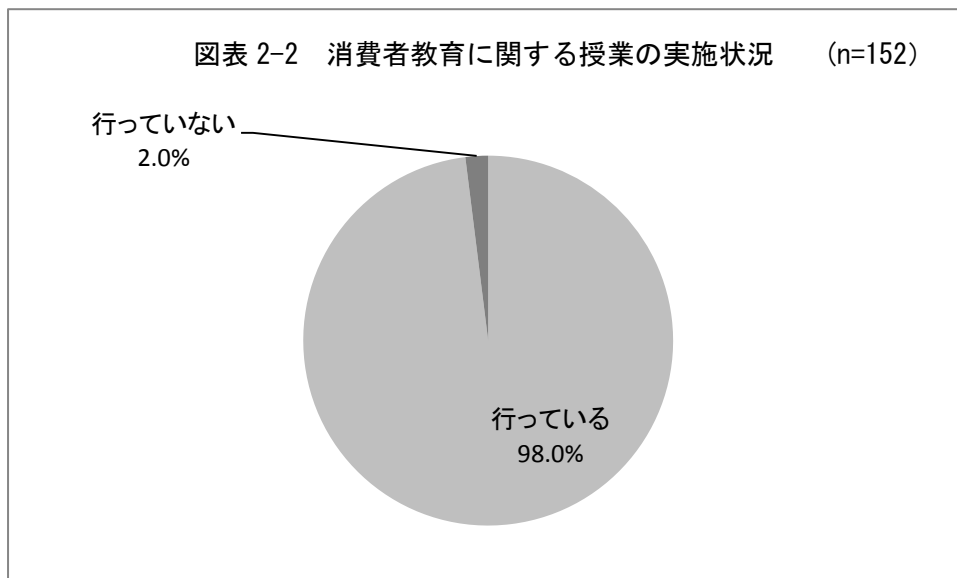
回答校の設置者は、「公立（区市町）」（98.0%）、「私立」（2.0%）となっている。  
（図表 2-1）

## 2 生徒に対する消費者教育の実施状況等

### 2-1 消費者教育に関する授業の実施状況

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

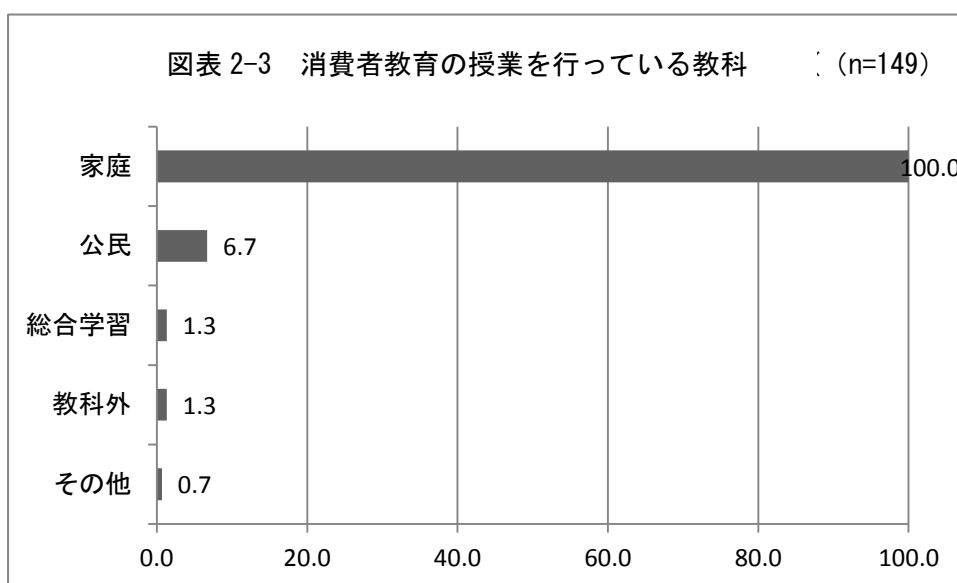
- ①行っている ②行っていない



消費者教育に関する授業の実施状況について尋ねたところ、「行っている」(98.0%)、「行っていない」(2.0%)となっている。(図表 2-2)

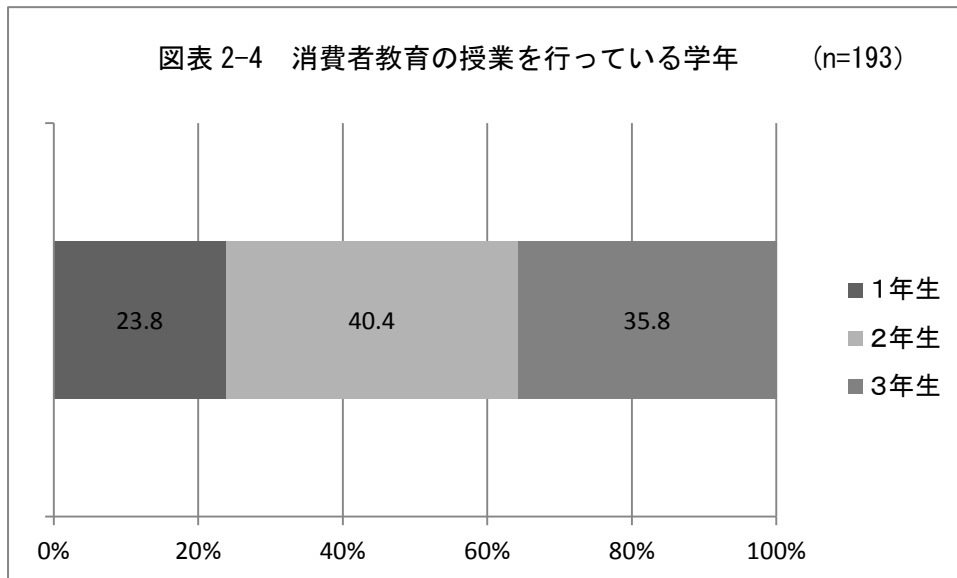
問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

(1)授業の教科(複数回答可)

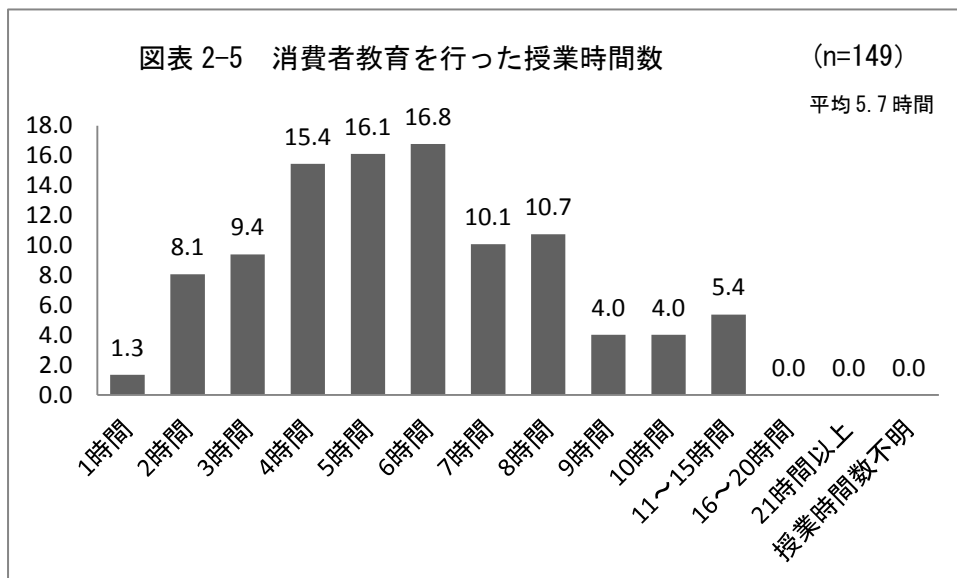


(2) 学年(複数回答可)

①1年 ②2年 ③3年



(3) 時間数(年間)(1つ選択)



消費者教育に関する授業を「行っている」と回答した中学校に、その教科、学年及び時間数について尋ねた。

教科は「家庭科」(100.0%)ではすべての学校で授業が行われており、以下「公民」(6.7%)と続いている。(図表 2-3)

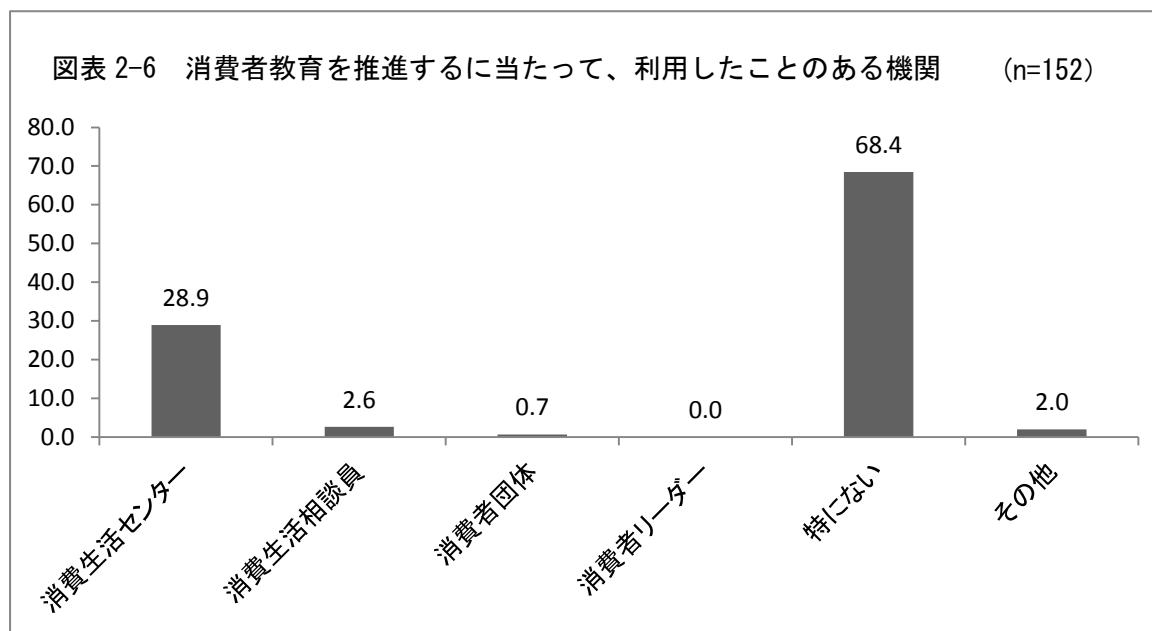
学年は、「2年生」(40.4%)が最も多く、以下「3年生」(35.8%)、「1年生」(23.8%)

と続いている。(図表 2-4)

授業時間数は、「6時間」(16.8%)が最も多く、以下「5時間」(16.1%)、「4時間」(15.4%)と続いている。平均時間は5.7時間となっている。(図表 2-5)

## 2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。(複数回答可)

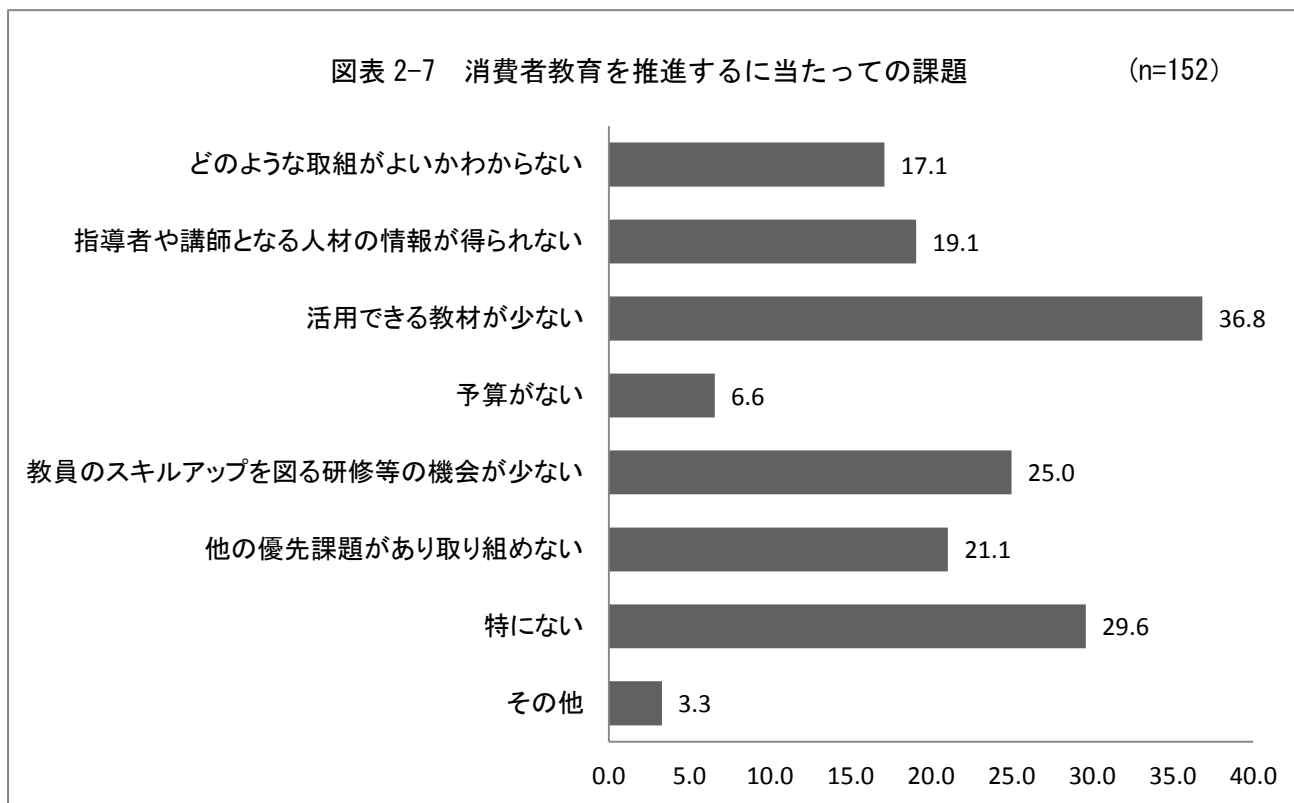


消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を尋ねたところ、「特にない」(68.4%)が最も多くなっている。「消費生活センター」(28.9%)と続いている。(図表 2-6)

### 3 今後の取組・課題等

#### 3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題

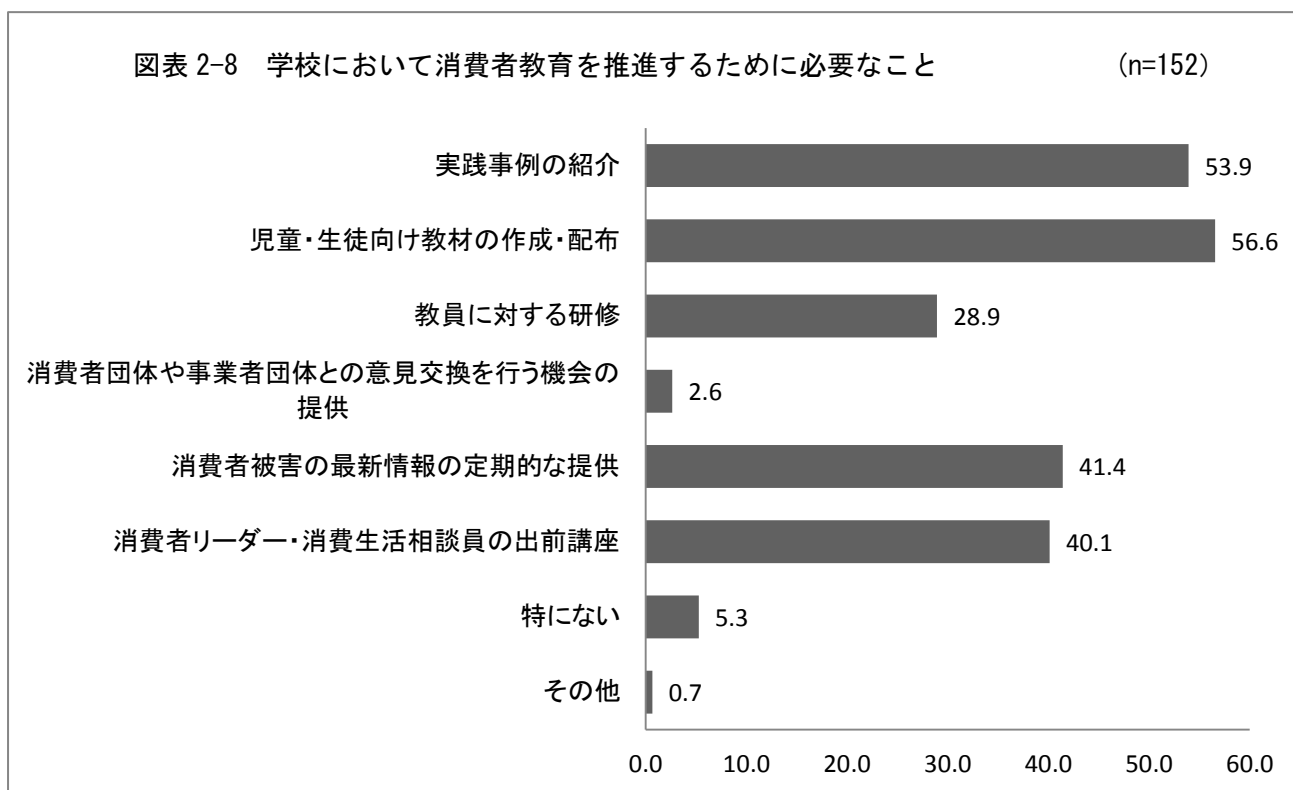
問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。(3つまで回答可)



消費者教育を推進するに当たっての課題を尋ねたところ、「活用できる教材が少ない」(36.8%)が最も多く、以下「特にない」(29.6%)、「教員のスキルアップを図る研修等の機会がない」(25.0%)と続いている。「その他」(3.3%)には、「授業数が少ない」、「小規模校で専門の教員が指導できない」等の内容があげられている。(図表 2-7)

### 3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと

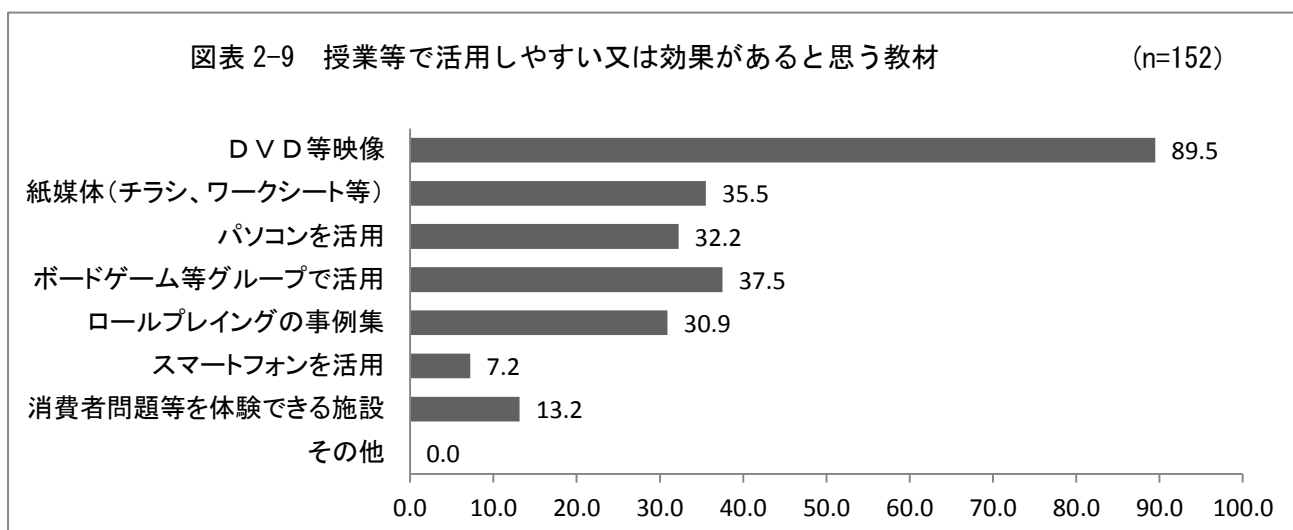
問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。(3つまで回答可)



学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを尋ねたところ、「児童・生徒向け教材の作成・配布」(56.6%)が最も多く、以下「実践事例の紹介」(53.9%)、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(41.4%)と続いている。(図表 2-8)

### 3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。(3つまで回答可)

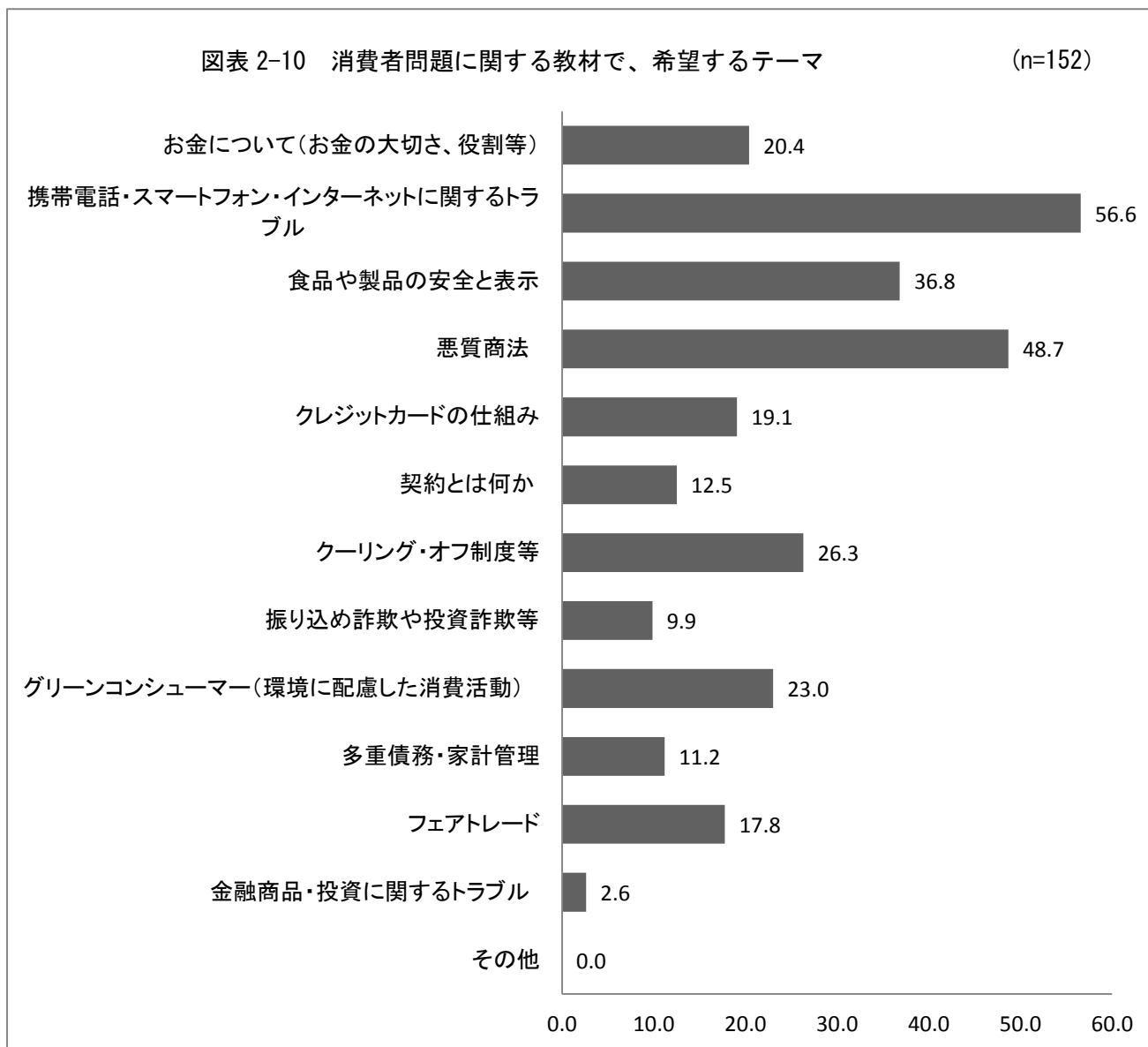


< II - 2 調査のまとめ(中学校・家庭科) >

授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を尋ねたところ、「DVD 等映像」(89.5%) が最も多く、以下「ボードゲーム等グループで活用」(37.5%)、「紙媒体(チラシ、ワークシート等)」(35.5%) と続いている。(図表 2-9)

3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。(3つまで回答可)



消費者問題に関する教材で、希望するテーマを尋ねたところ、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」(56.6%) が最も多く、以下「悪質商法」(48.7%)、「食品や製品の安全と表示」(36.8%) と続いている。(図表 2-10)

#### 4 学校からの気づき（自由記入欄からの抜粋）

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

- ・ 中学生にもわかりやすくリボ払いを説明できるような資料があるとありがたい。グリーンコンシューマーやフェアトレードについて、中学生が興味をもって学習できるような資料を探している。
- ・ 最近、インターネットショッピングやオンラインゲーム等を中学生も利用する機会が増えており、それにもなつて多くの消費者トラブルが起きている。教員の知識が、時代の流れに追いつけず、生徒の現状を把握して指導することが難しいと感じている。教員の消費者教育の研修の機会も増えると良いと思う。
- ・ 毎年、消費者教育の授業をするときに、消費生活センターのDVDを貸していただき、大変助かっています。フェアトレードに関する資料をほとんど持っていないので、仕組みについてのパンフレット等があるといいと思います。
- ・ 1年生の食生活領域の中でも、環境に関する消費問題（フェアトレードやフードマイレージ等）の内容や、生徒たちの生活の中においても、ネットショッピングを利用する者も多いことから、消費生活に関する関心はかなり高い。もっと時間をかけて学習させたいが授業時間数に限りがあるため、深くは学習できないのが課題ではないかと思う。
- ・ 消費者教育はとても大切なものだと思うが、中学生の段階では、まだ実生活と結びつけにくく、他の家庭科の領域に比べて学習の定着が低いのが課題であると思う。
- ・ 生徒にとって、お菓子や衣服の購入などの消費行動は身近に行っているが、収入源が自分でない分、商品を厳選し、無駄なく選ぶという経験や、様々な視点で消費行動を見直すといった行動はすくない。授業内容を実生活につなげて授業をしていきたいと感じている。
- ・ 日本だけでなく、消費することが世界とつながっていることを考えさせていくような社会科とともに取り組んでいきたい。
- ・ 食生活や衣生活とからめた消費者教育がよく行われているように思う。生徒にとって本当に役に立つと実感できる消費者教育の授業ができるように教材研究をしていきたい。
- ・ 栄養セミナーを受講する機会があり、豆腐の生産量を増やすために使われている添加物について知った。価格が安くても、栄養があまりないということを知れば、消費行動が変わると思った。
- ・ 「消費者の権利と責任」「悪質商法セールスの断り方」を班ごとにロールプレイングをさせ、消費者の立場を疑似体験させた。インターネットで情報を準備して授業に臨む生徒もおり、全体的に意欲的に学習課題に取り組んでいた。生徒の視点で消費生活について考えることができ、よかったと思っている。

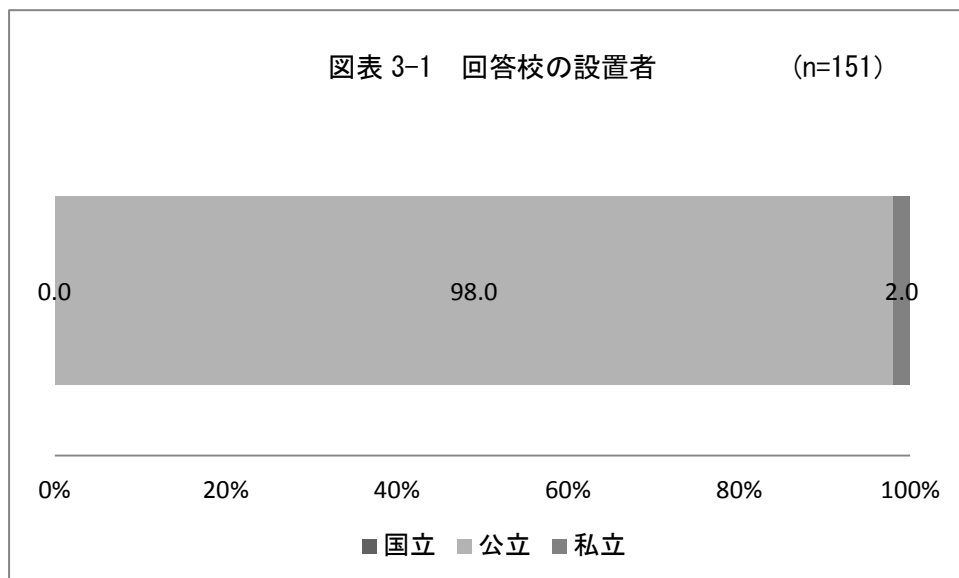


< II - 3 調査のまとめ(中学校・社会科) >

II 調査結果のまとめ

II - 3 調査結果のまとめ<中学校・社会科>

1 回答校の属性



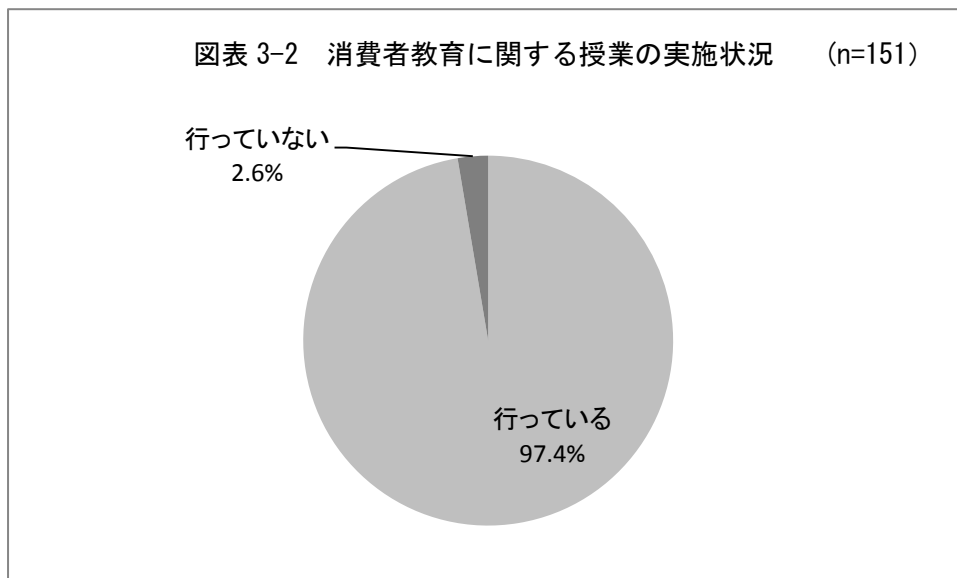
回答校の設置者は、「公立（区市町）」（98.0%）、「私立」（2.0%）となっている。  
（図表 3-1）

## 2 生徒に対する消費者教育の実施状況等

### 2-1 消費者教育に関する授業の実施状況

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

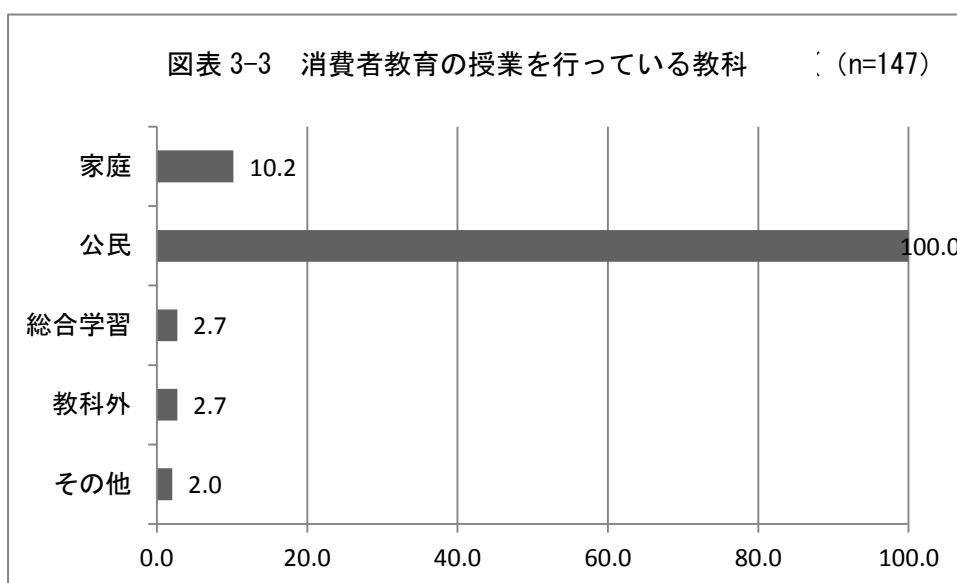
- ①行っている ②行っていない



消費者教育に関する授業の実施状況について尋ねたところ、「行っている」(97.4%)、「行っていない」(2.6%)となっている。(図表 3-2)

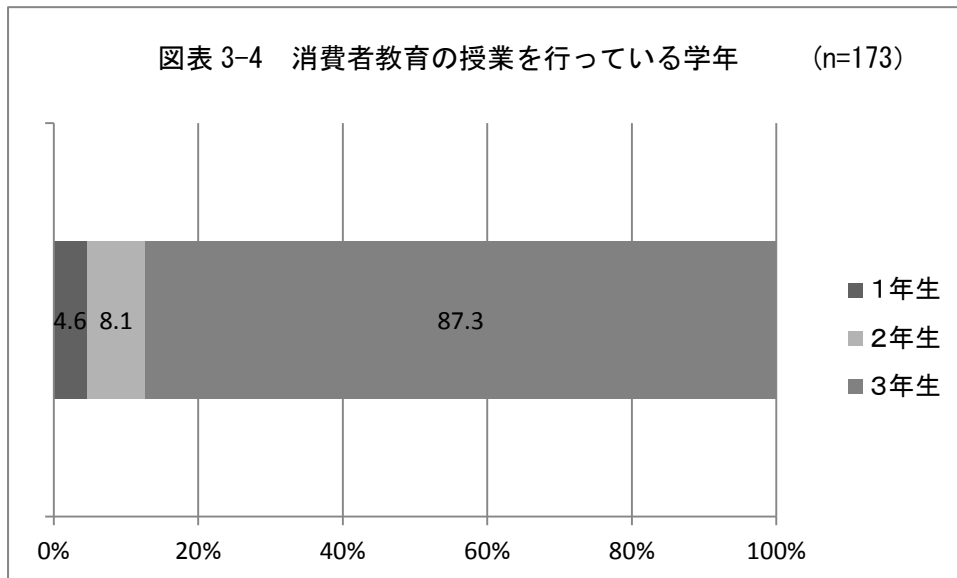
問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

(1)授業の教科(複数回答可)

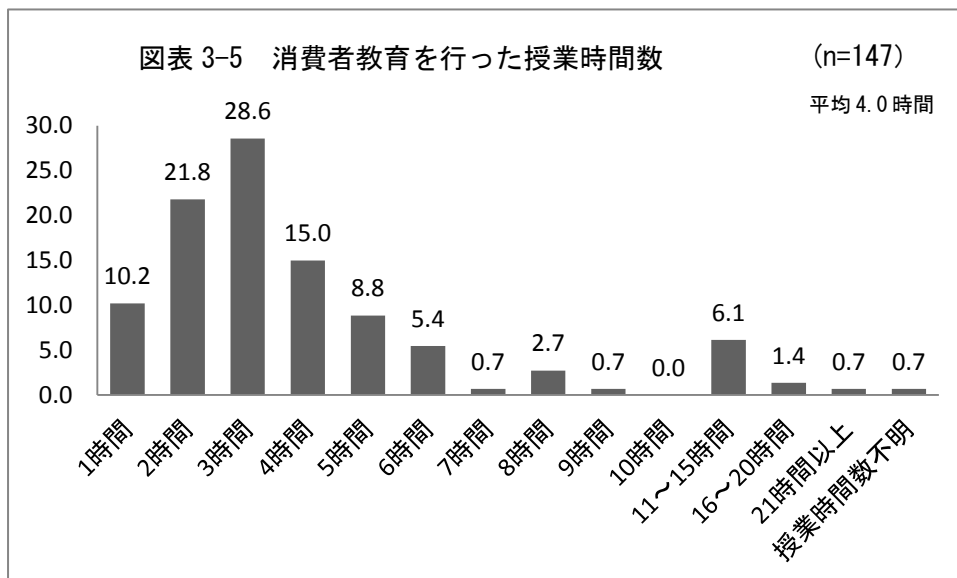


(2) 学年(複数回答可)

①1年 ②2年 ③3年



(3) 時間数(年間)(1つ選択)



消費者教育に関する授業を「行っている」と回答した中学校に、その教科、学年及び時間数について尋ねた。

教科は「公民」(100.0%)ではすべての学校で授業が行われており、以下「家庭」(10.2%)、と続いている。(図表 3-3)

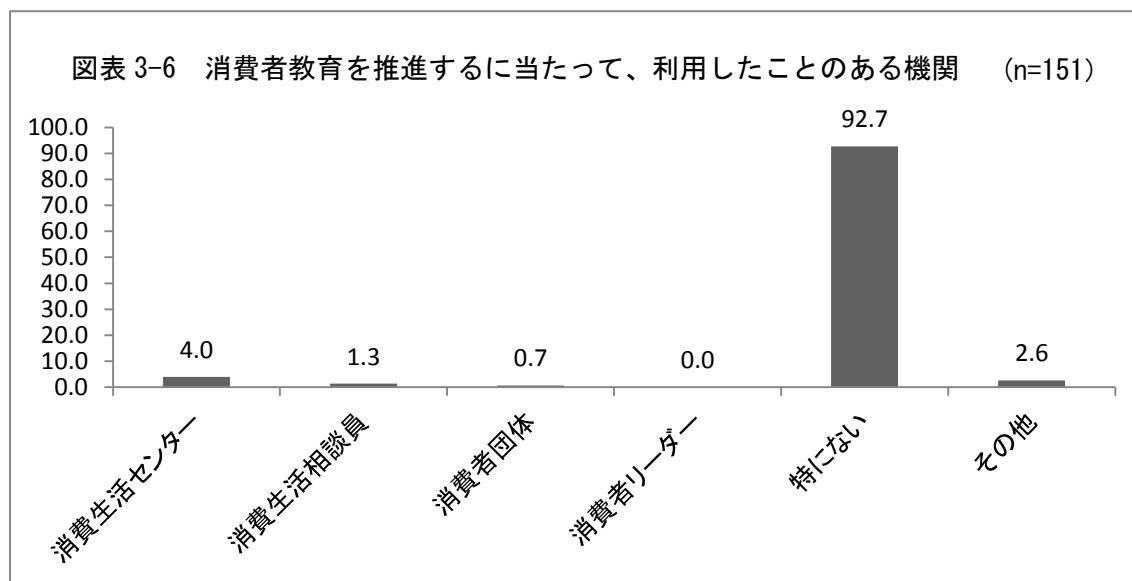
学年は、「3年生」(87.3%)が最も多く、以下「2年生」(8.1%)、「1年生」(4.6%)と

続いている。(図表 3-4)

授業時間数は、「3時間」(28.6%)が最も多く、以下「2時間」(21.8%)、「4時間」(15.0%)と続いている。平均時間は4.0時間となっている。(図表 3-5)

## 2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。(複数回答可)

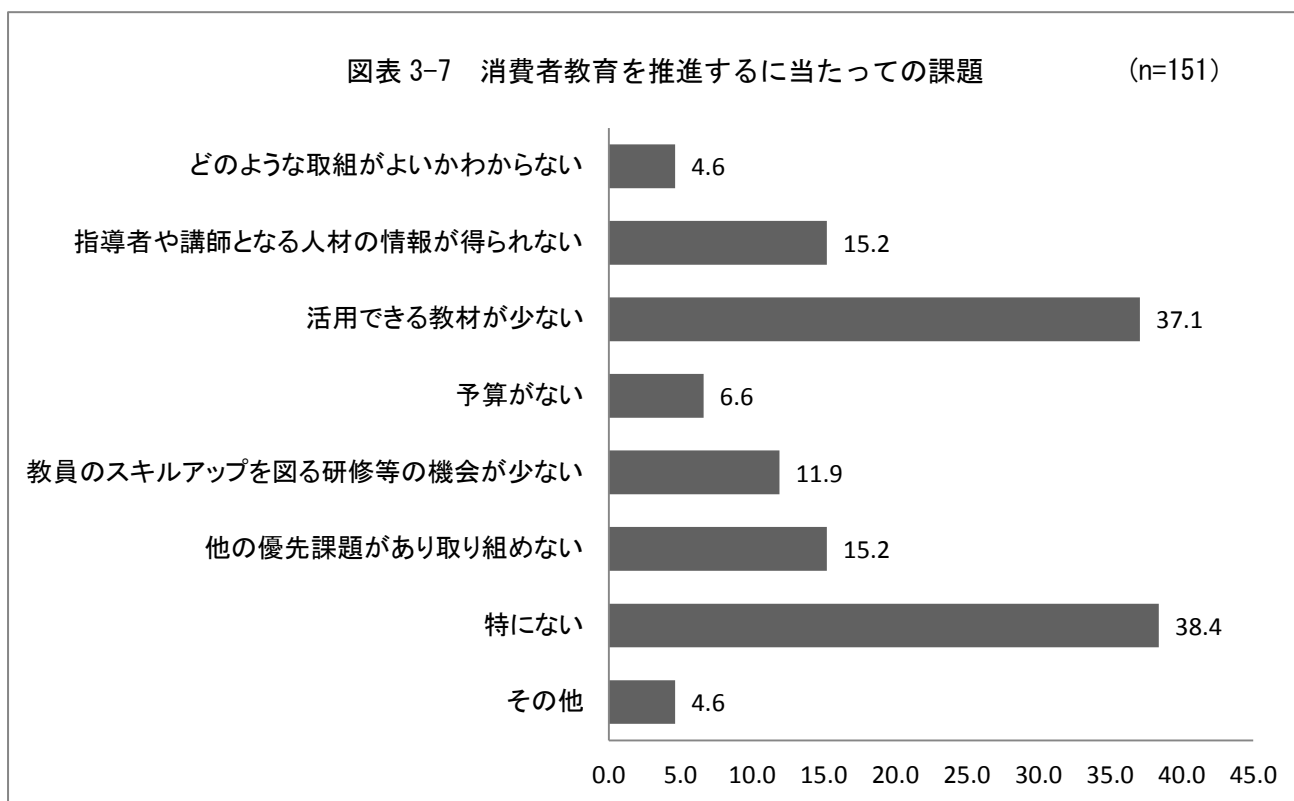


消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を尋ねたところ、「特になし」(92.7%)が最も多くなっている。「消費生活センター」(4.0%)はあまり利用されておらず、「その他」(2.6%)には、「携帯電話会社」、「税務署」等の内容があげられている。(図表 3-6)

### 3 今後の取組・課題等

#### 3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題

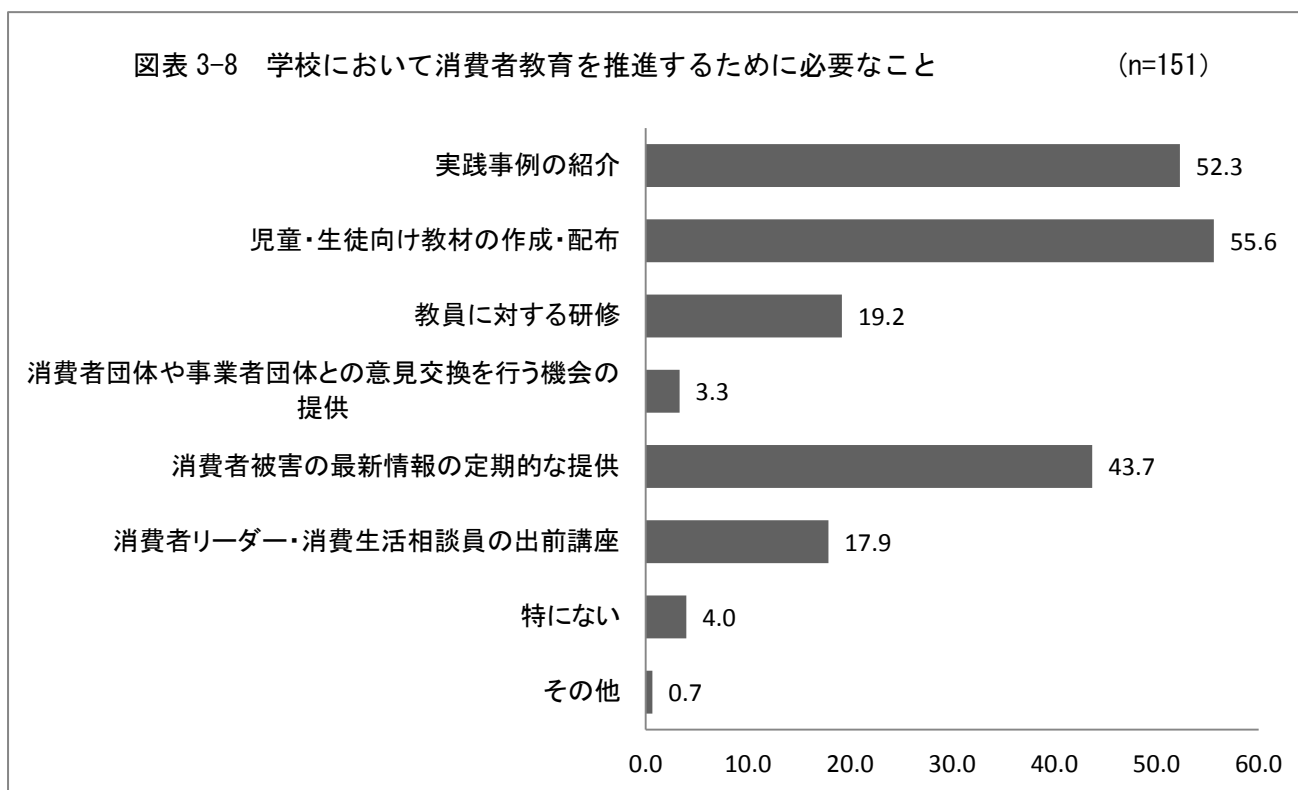
問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。(3つまで回答可)



消費者教育を推進するに当たっての課題を尋ねたところ、「特にない」(38.4%)が最も多く、以下「活用できる教材が少ない」(37.1%)、「指導者や講師となる人材の情報が得られない」(15.2%)、「他の優先課題があり取り組めない」(15.2%)と続いている。「その他」(4.6%)には、「授業時数が足りない」、「十分な深度が取れない」等の内容があげられている。(図表 3-7)

### 3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと

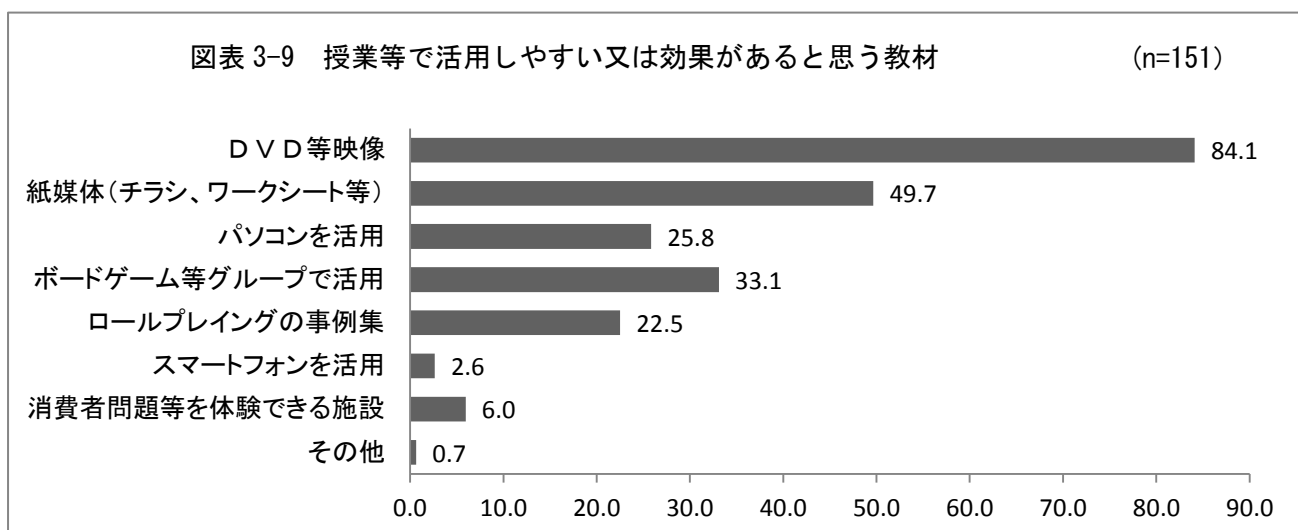
問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。(3つまで回答可)



学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを尋ねたところ、「児童・生徒向け教材の作成・配布」(55.6%)が最も多く、以下「実践事例の紹介」(52.3%)、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(43.7%)と続いている。(図表 3-8)

### 3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。(3つまで回答可)

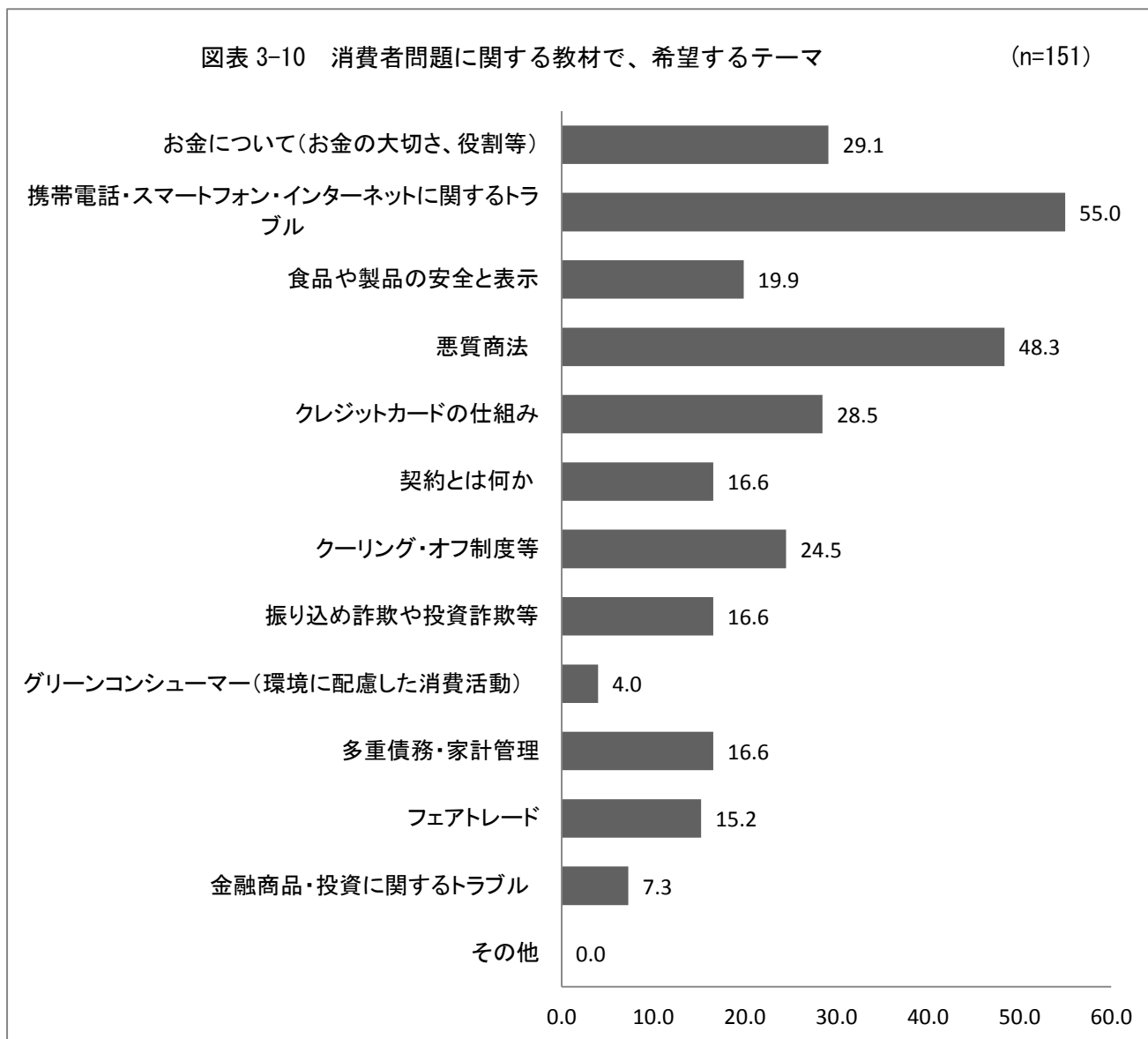


< II - 3 調査のまとめ(中学校・社会科) >

授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を尋ねたところ、「DVD 等映像」(84.1%) が最も多く、以下「紙媒体(チラシ、ワークシート等)」(49.7%)、「ボードゲーム等グループで活用」(33.1%) と続いている。(図表 3-9)

3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。(3つまで回答可)



消費者問題に関する教材で、希望するテーマを尋ねたところ、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」(55.0%) が最も多く、以下「悪質商法」(48.3%)、「お金について(お金の大切さ、役割等)」(29.1%)、「クレジットカードの仕組み」(28.5%) と続いている。(図表 3-10)

#### 4 学校からの気づき（自由記入欄からの抜粋）

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

- ・ 実際に「自分がスマートフォンを買うなら」というテーマで授業を行い、何を優先して購入するか考えさせたところ、中学生ながらにセキュリティのことや機能などよく考えていたことに驚かされた。
- ・ 消費生活センターのHPから台本をダウンロードし、ロールプレイングをグループで行いました。その後、標語作りを行い、山口県消費者センターの啓発標語に応募しました。生徒は、ロールプレイングによって、注意点に気づき、標語に表していました。
- ・ 生徒自身が生活していくために、どう稼ぎ、どう使っていくか、などについて、生徒に実感させることが、難しい。
- ・ 事例がよく理解できる教材等が簡単に手に入るとよいと思う。
- ・ 「なぜ、人々は安い物を求めるのか」という授業を実践したとき、生徒は自分の消費行動から、様々な意見を述べていました。本来であれば、もっと時間を費やせば、その面白さに気付くことのできる領域ですが、なかなか時間の取れないのが実態です。
- ・ 自分がキャッチセールスで実際に被害のあったことや、悪徳商法の具体的手口などを紹介すると生徒は興味をもった。指導内容が家庭科と重複するところがあるので、家庭科教員との打ち合わせが大切だと思う。
- ・ ロールプレイングによる授業を行うと、より興味・関心を持って授業に臨んでいる。
- ・ 消費者教育の授業では、生徒が身近に感じられる学習内容なので、普段の授業よりも意欲的に取り組んでいるように思われる。生徒の興味・関心を把握しながら、更なる授業改善を進めていきたい。
- ・ 携帯電話、ネット取引に関する経済教育の大切さ、家計管理の大切さなど生活に関する内容からふれていくことで生徒の現実感が引き出されたと思う。
- ・ 契約の意味や悪質商法の手口、契約解除等の知識は、安全な消費生活を行う上で必要不可欠なものであると感じる。

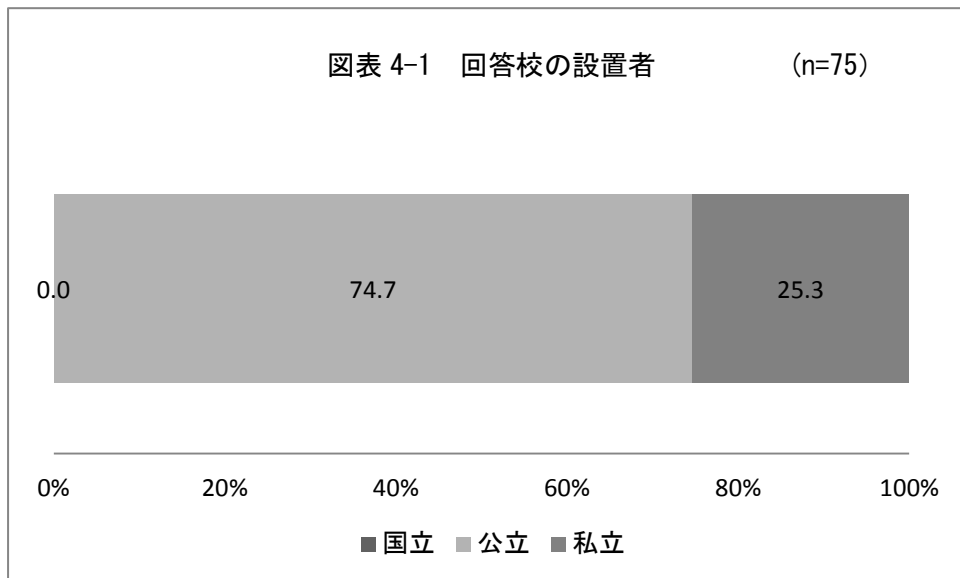


< II - 4 調査のまとめ(高等学校・家庭科) >

II 調査結果のまとめ

II - 4 調査結果のまとめ<高等学校・家庭科>

1 回答校の属性



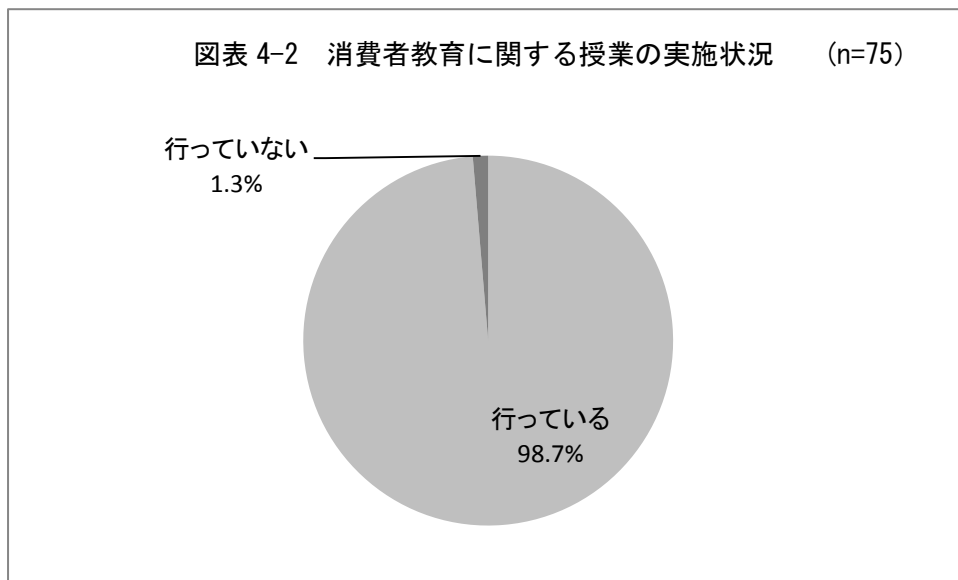
回答校の設置者は、「公立（区市）」（74.7%）、「私立」（25.3%）となっている。  
（図表 4-1）

## 2 生徒に対する消費者教育の実施状況等

### 2-1 消費者教育に関する授業の実施状況

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

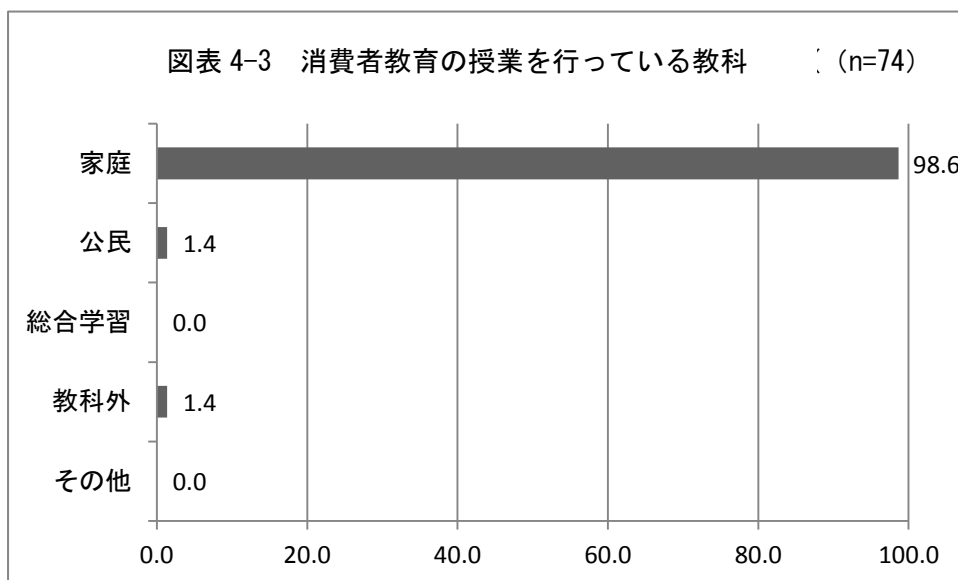
- ①行っている ②行っていない



消費者教育に関する授業の実施状況について尋ねたところ、「行っている」(98.7%)、「行っていない」(1.3%)となっている。(図表 4-2)

問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

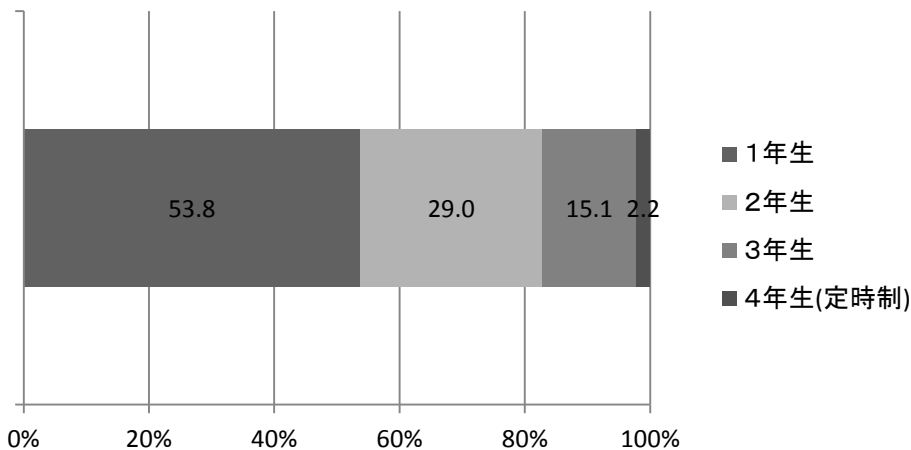
(1)授業の教科(複数回答可)



(2) 学年(複数回答可)

①1年 ②2年 ③3年 ④4年(定時制)

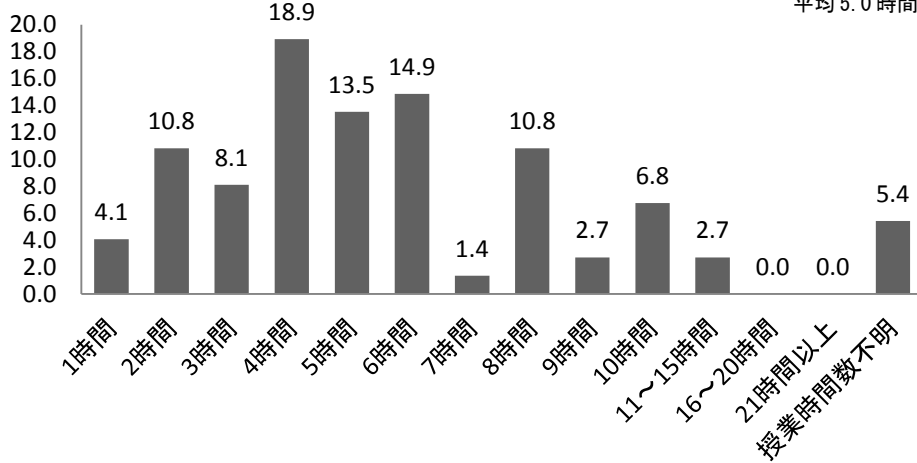
図表 4-4 消費者教育の授業を行っている学年 (n=93)



(3) 時間数(年間)(1つ選択)

図表 4-5 消費者教育を行った授業時間数 (n=74)

平均 5.0 時間



消費者教育に関する授業を「行っている」と回答した高等学校に、その教科、学年及び時間数について尋ねた。

教科は「家庭」(98.6%)が最も多く、以下「公民」(1.4%)、「教科外(HR等)」(1.4%)と続いている。(図表 4-3)

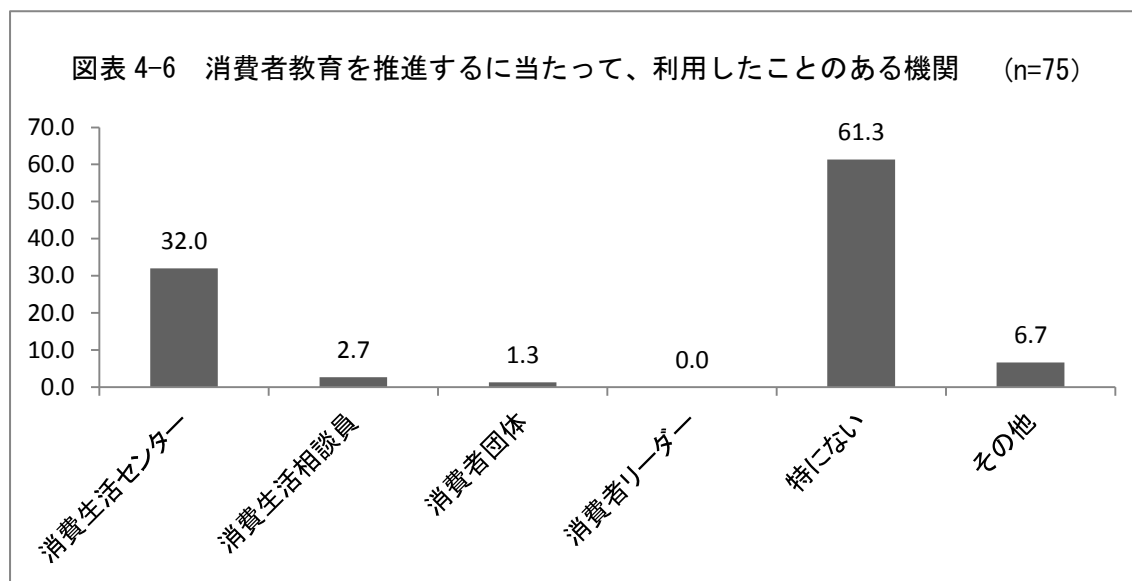
学年は、「1年生」(53.8%)が最も多く、以下「2年生」(29.0%)、「3年生」(15.1%)

と続いている。(図表 4-4)

授業時間数は、「4時間」(18.9%)が最も多く、以下「6時間」(14.9%)、「5時間」(13.5%)と続いている。平均時間は5.0時間となっている。(図表 4-5)

## 2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。(複数回答可)

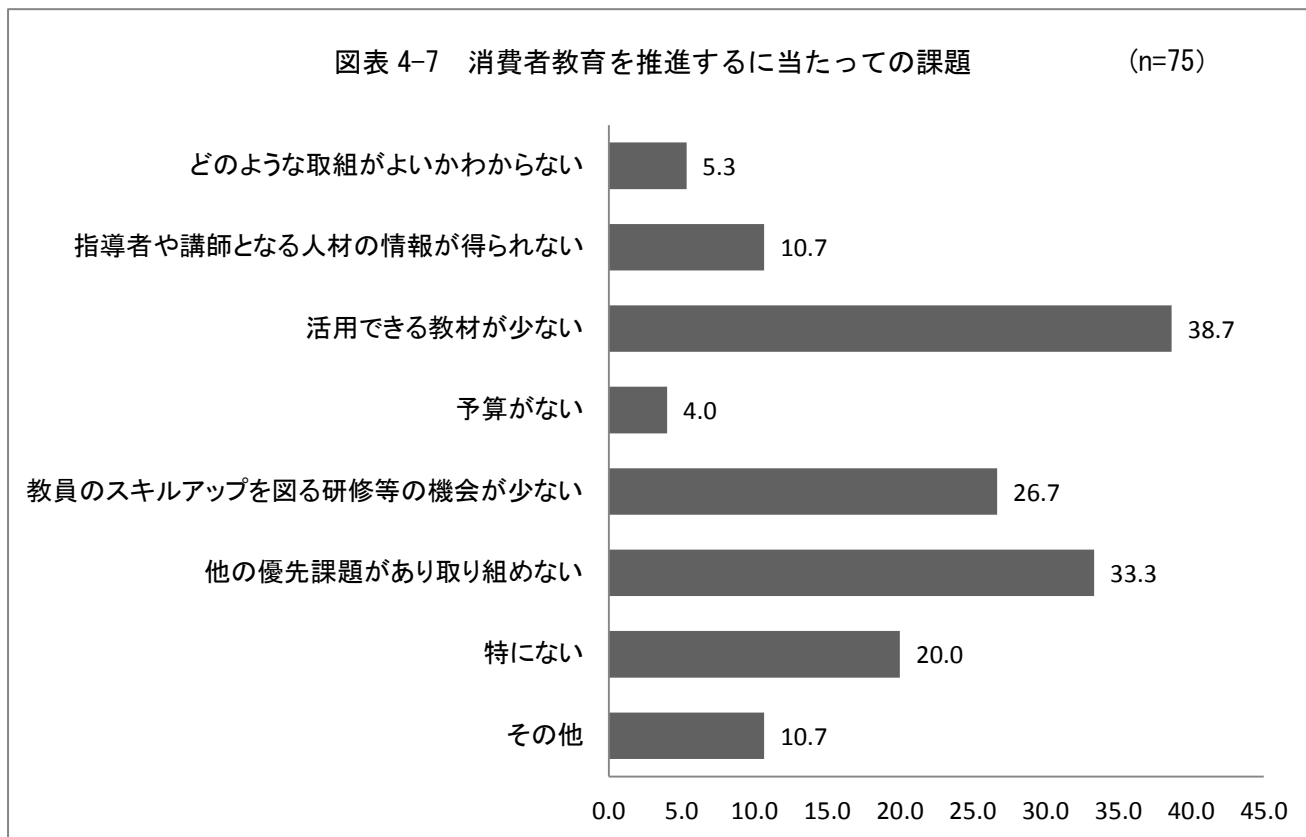


消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を尋ねたところ、「特にない」(61.3%)が最も多くなっている。以下「消費生活センター」(32.0%)と続いている。「その他」(6.7%)には、「生命保険会社」、「金融広報アドバイザー」、「クレジット協会」等の内容があげられている。(図表 4-6)

### 3 今後の取組・課題等

#### 3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題

問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。(3つまで回答可)

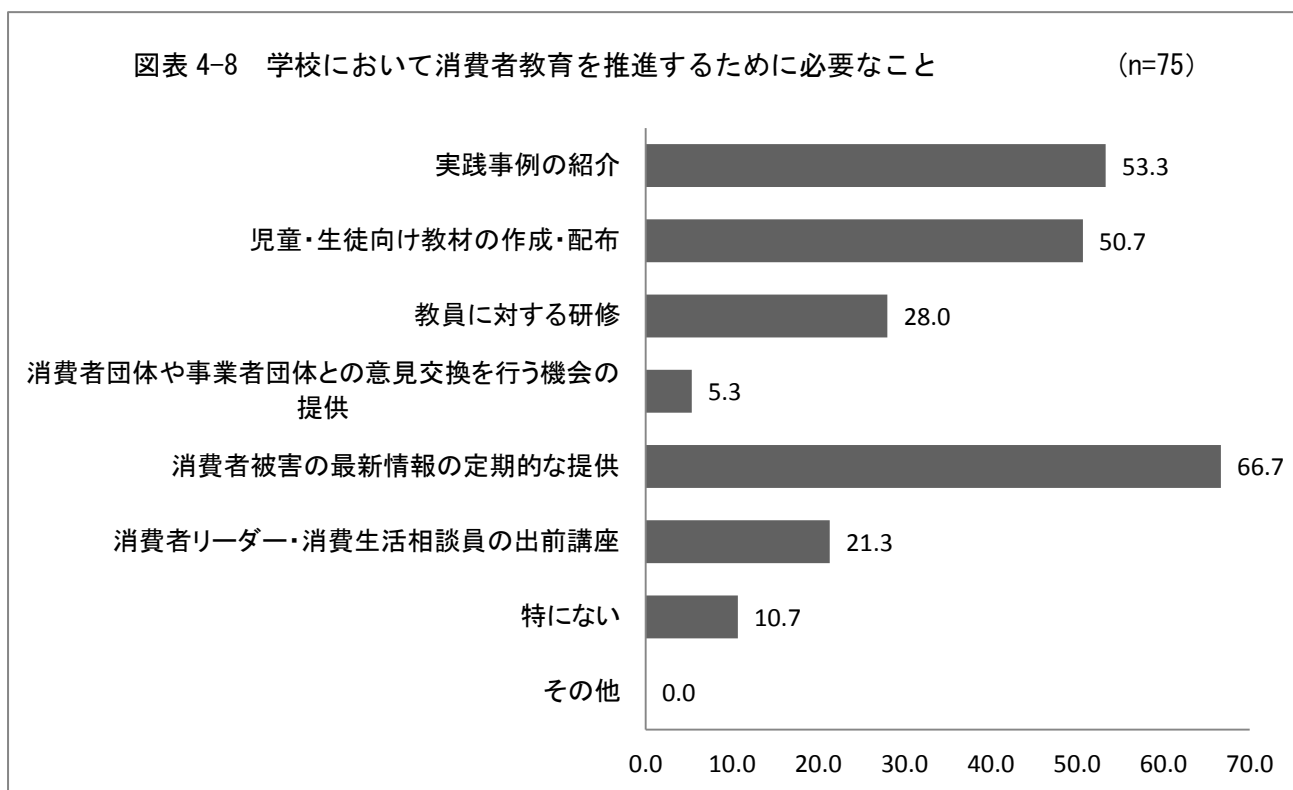


消費者教育を推進するに当たっての課題を尋ねたところ、「活用できる教材が少ない」(38.7%)が最も多く、以下「他の優先課題があり取り組めない」(33.3%)、「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」(26.7%)と続いている。「その他」(10.7%)には、「授業時数が足りない」、「社会の環境や情報の変化に追いつかない」等の内容があげられている。

(図表 4-7)

### 3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと

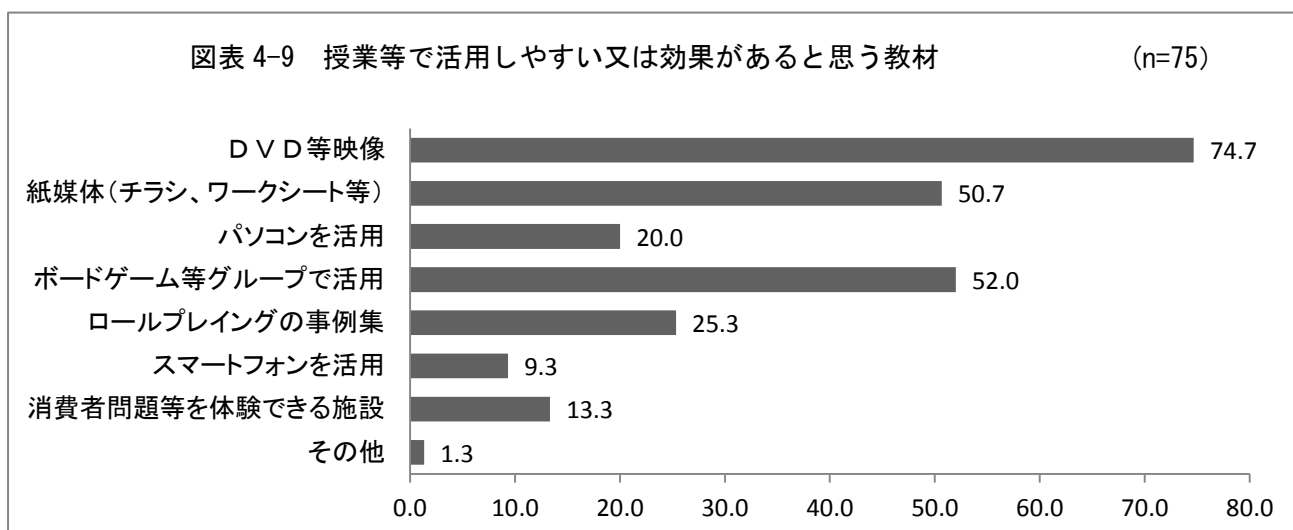
問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。(3つまで回答可)



学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを尋ねたところ、「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(66.7%)が最も多く、以下「実践事例の紹介」(53.3%)、「児童・生徒向け教材の作成・配布」(50.7%)と続いている。(図表 4-8)

### 3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。(3つまで回答可)

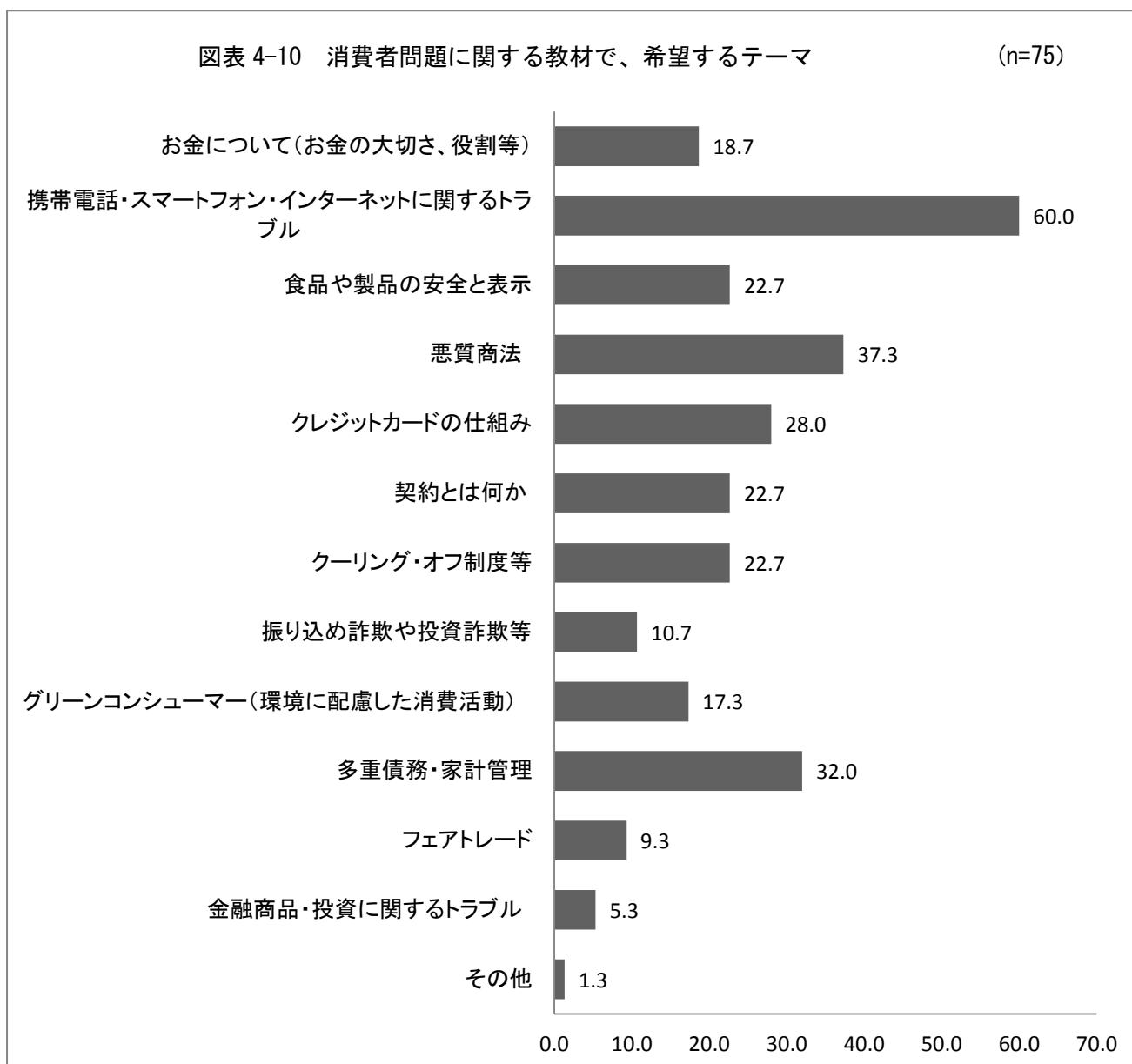


< II - 4 調査のまとめ(高等学校・家庭科) >

授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を尋ねたところ、「DVD 等映像」(74.7%) が最も多く、以下「ボードゲーム等グループで活用」(52.0%)、「紙媒体(チラシ、ワークシート等)」(50.7%) と続いている。(図表 4-9)

### 3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。(3つまで回答可)



消費者問題に関する教材で、希望するテーマを尋ねたところ、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」(60.0%) が最も多く、以下「悪質商法」(37.3%)、「多重債務・家計管理」(32.0%) と続いている。(図表 4-10)

#### 4 学校からの気づき（自由記入欄からの抜粋）

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

- ・ 工夫した演習等を行うと生徒にとって大変意義のある授業になることは分かっているが、家庭基礎（2単位）の中ではなかなか割く時間がないのが現状である。内容が充実し、なおかつコンパクトに実施できる演習教材（例えばクイズ形式の教材など）があれば、少ない時数でも効率の良い、消費者意識を高める授業ができるのではないかと思う。
- ・ 教材の参考になればとインターネットで消費者教育を推進し、教材を提供している団体に問い合わせなどしています。教材として活用できるものがもっと身近にあればと思います。
- ・ 家庭基礎2単位では、消費者教育に多くの時間をかけることができない現状がある。しかしインターネットでの契約・販売に関する知識が未熟なまま利用しているケースもあり、消費者として適切な判断ができるよう、学校で消費者教育をする必要性を強く感じている。
- ・ 消費者教育は幅広く、新しい内容も増え、こちらがかなり勉強しなくてはよい授業はできないと感じる。そのため、いつも全般的なことだけになり、高校生にとって身近でためになる授業になっていないのではないかと感じる。
- ・ 1年次では、生活の自立に対する意識が低く、消費者教育の効果が低い気がします。3年次で、進路の決まった生徒対象の消費者教育（外部講師によるもの）を実施していますが、生徒は関心を持って聴講していました。
- ・ 以前、少人数の学校に勤務した際に消費生活センターを見学することがあり、生徒はそこに展示されている色々な資料やゲーム等にとっても興味をもっていたようです。視覚的に情報が提供されるというのは、よりわかりやすく、日頃の授業でこういうことができればよいと思いました。
- ・ 生徒は既に消費者の立場で生活しているが、その意識は低く、どこか他人事のような反応を示すものもいる。授業時数が少ないため、消費者教育において、どの内容に比重を置くか、選択に苦慮する。

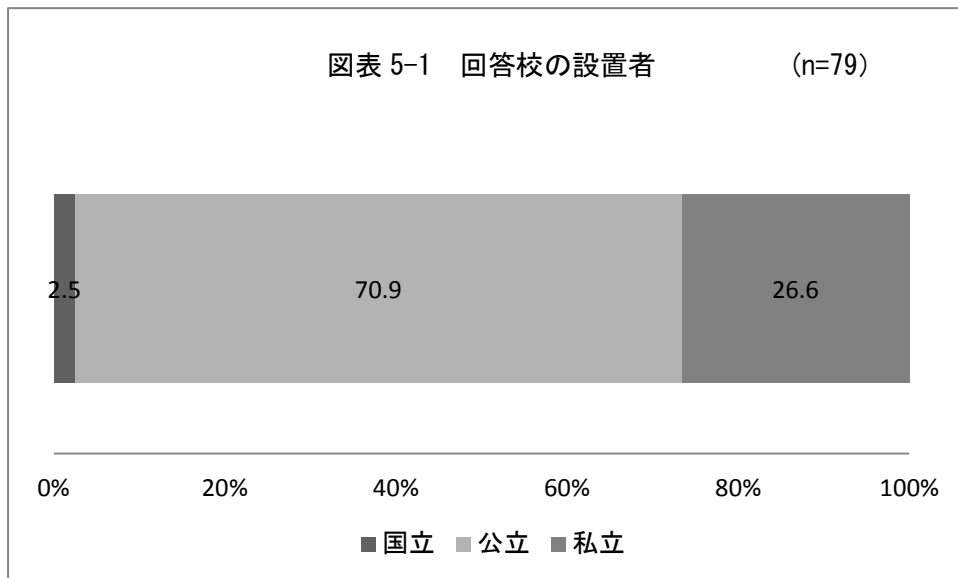


< II - 5 調査のまとめ(高等学校・社会科) >

II 調査結果のまとめ

II - 5 調査結果のまとめ<高等学校・社会科>

1 回答校の属性



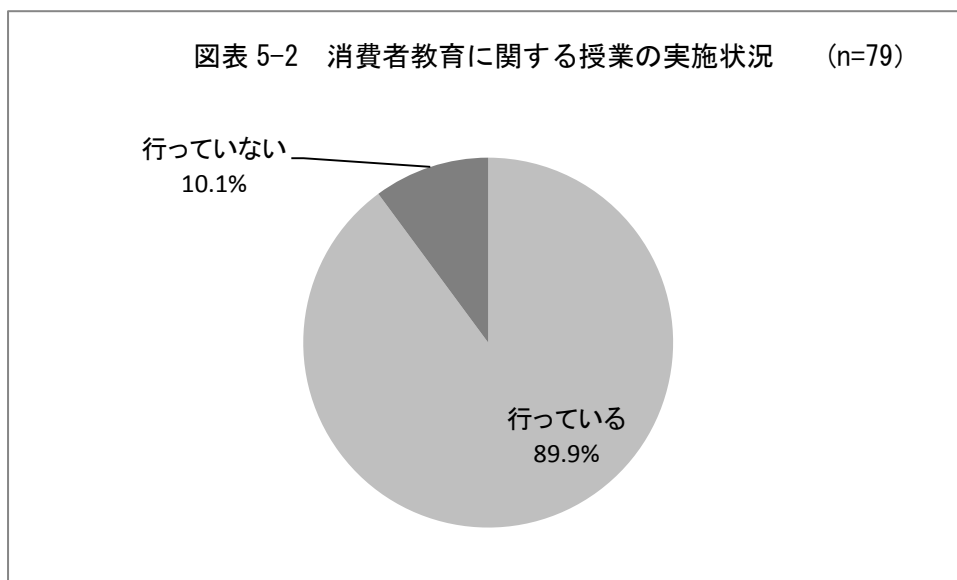
回答校の設置者は、「公立（県市）」（70.9%）、「私立」（26.6%）「国立」（2.5%）となっている。（図表 5-1）

## 2 生徒に対する消費者教育の実施状況等

### 2-1 消費者教育に関する授業の実施状況

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

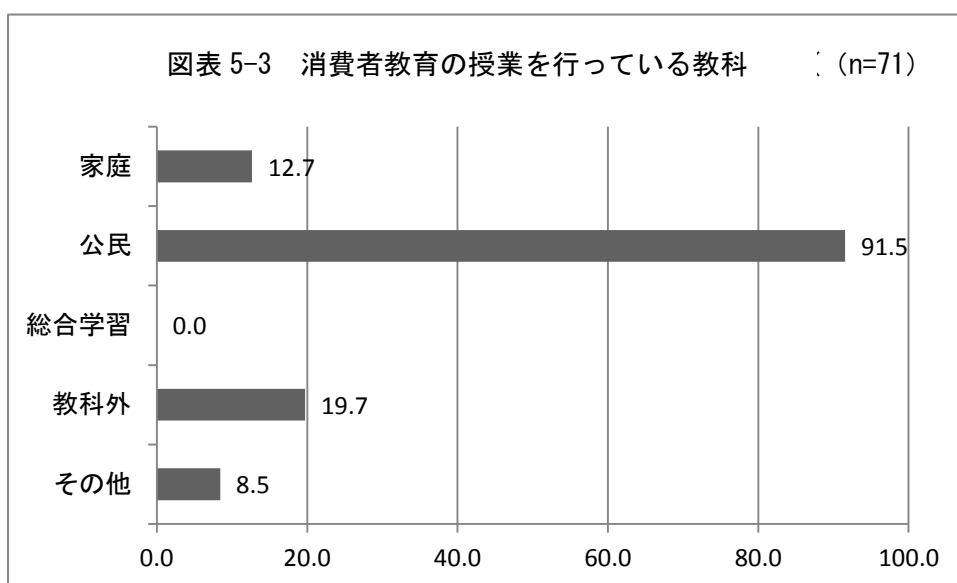
- ①行っている ②行っていない



消費者教育に関する授業の実施状況について尋ねたところ、「行っている」(89.9%)、「行っていない」(10.1%)となっている。(図表 5-2)

問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

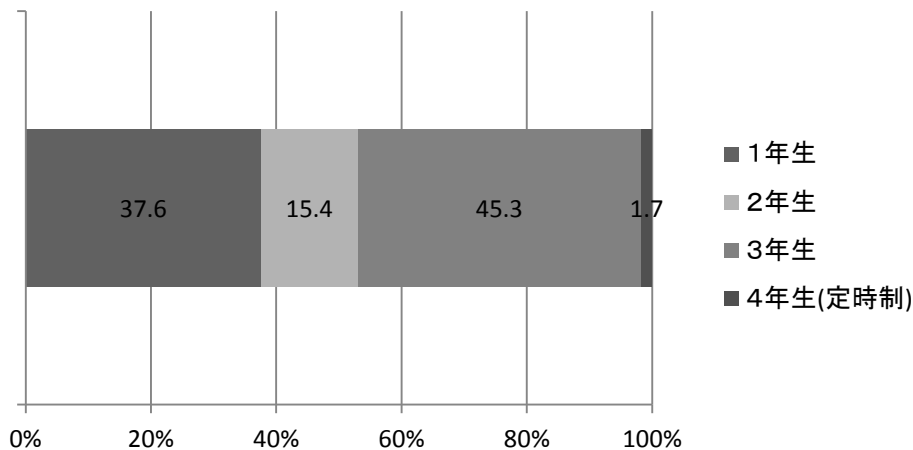
(1)授業の教科(複数回答可)



(2) 学年(複数回答可)

①1年 ②2年 ③3年 ④4年(定時制)

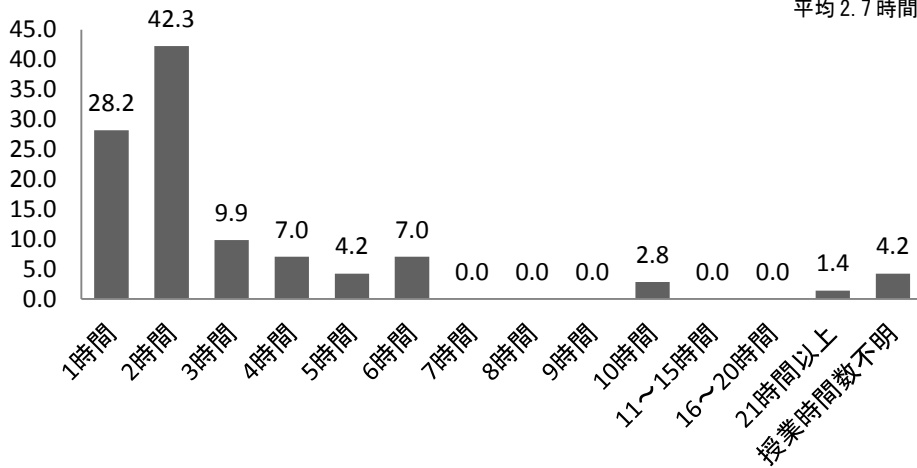
図表 5-4 消費者教育の授業を行っている学年 (n=117)



(3) 時間数(年間)(1つ選択)

図表 5-5 消費者教育を行った授業時間数 (n=71)

平均 2.7 時間



消費者教育に関する授業を「行っている」と回答した高等学校に、その教科、学年及び時間数について尋ねた。

教科は「公民」(91.5%) が最も多く、以下「教科外(HR等)」(19.7%)、「家庭」(12.7%)と続いている。(図表 5-3)

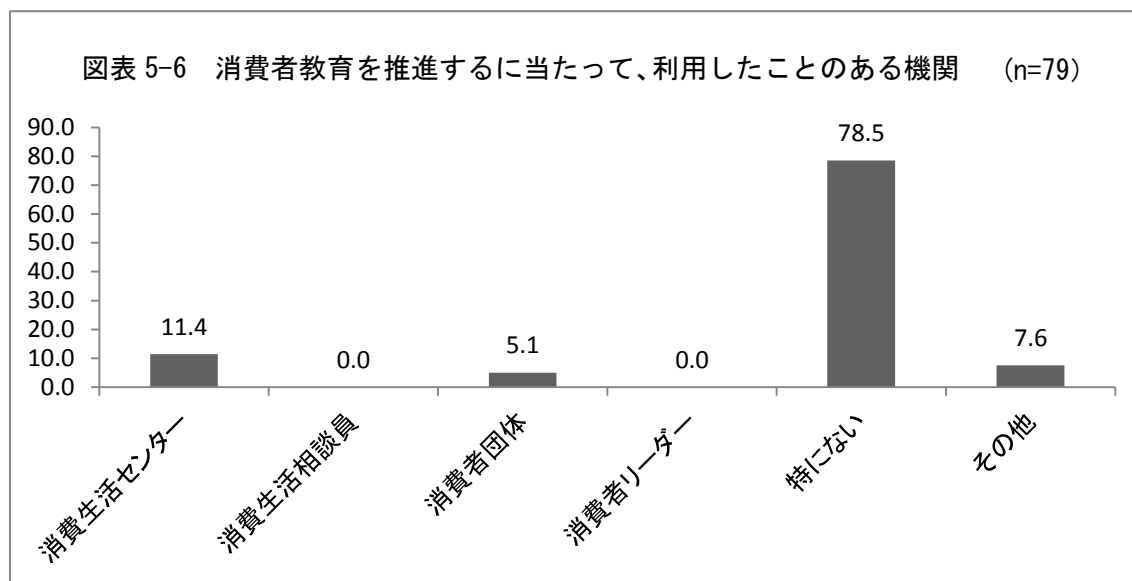
学年は、「3年生」(45.3%) が最も多く、以下「1年生」(37.6%)、「2年生」(15.4%)

と続いている。(図表 5-4)

授業時間数は、「2時間」(42.3%)が最も多く、以下「1時間」(28.2%)、「3時間」(9.9%)と続いている。平均時間は2.7時間となっている。(図表 5-5)

## 2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。(複数回答可)

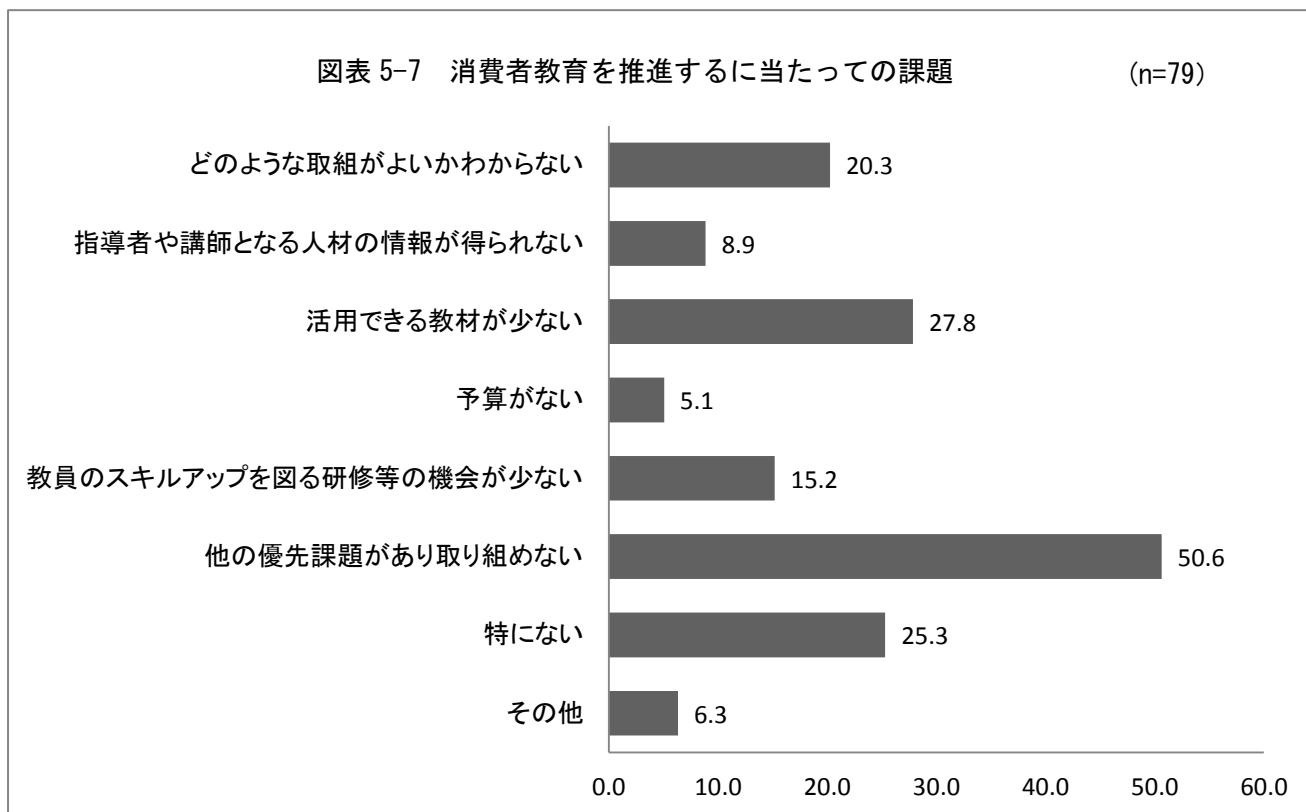


消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を尋ねたところ、「特にない」(78.5%)が最も多くなっている。以下「消費生活センター」(11.4%)と続いている。「その他」(7.6%)には、「携帯電話会社」、「弁護士会」、「労働福祉協議会」等の内容があげられている。(図表 5-6)

### 3 今後の取組・課題等

#### 3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題

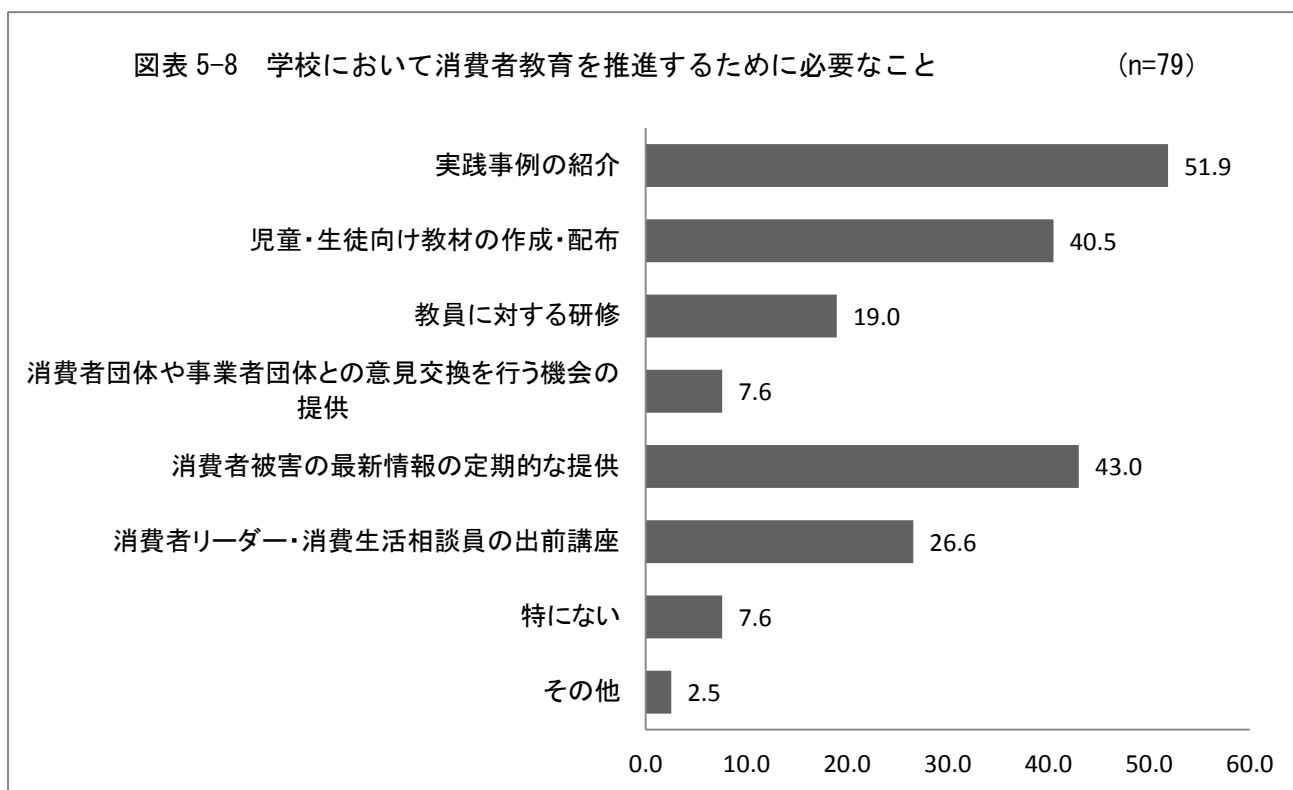
問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。(3つまで回答可)



消費者教育を推進するに当たっての課題を尋ねたところ、「他の優先課題があり取り組めない」(50.6%)が最も多く、以下「活用できる教材が少ない」(27.8%)、「特にない」(25.3%)と続いている。「その他」(6.3%)には、「授業時数の確保」、「他教科との連携が不十分」等の内容があげられている。(図表 5-7)

### 3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと

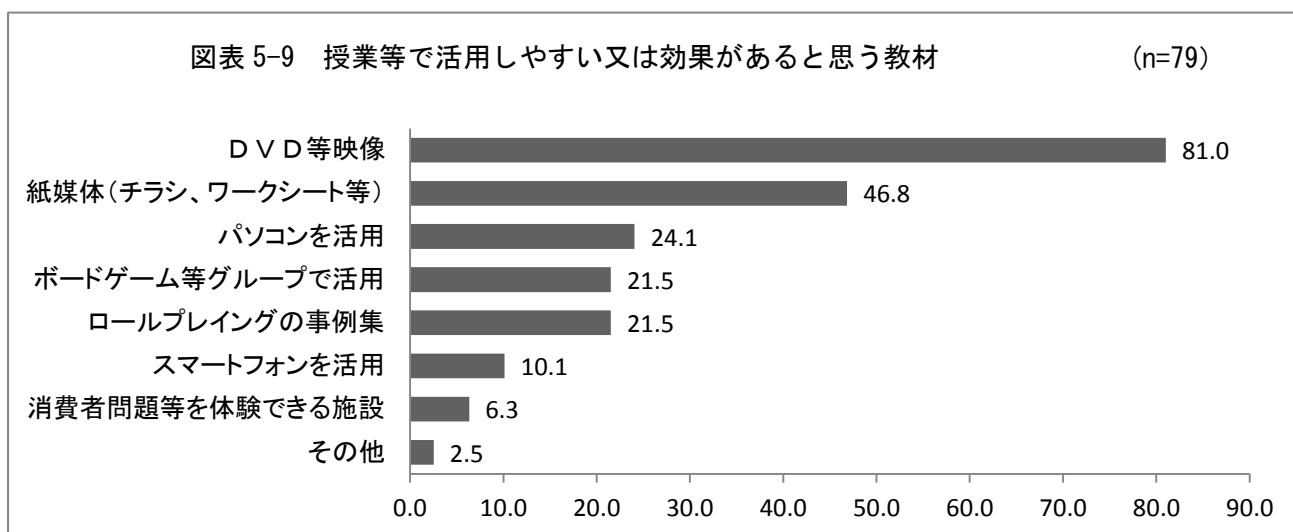
問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。(3つまで回答可)



学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを尋ねたところ、「実践事例の紹介」(51.9%)が最も多く、以下「消費者被害の最新情報の定期的な提供」(43.0%)、「児童・生徒向け教材の作成・配布」(40.5%)と続いている。(図表 5-8)

### 3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。(3つまで回答可)

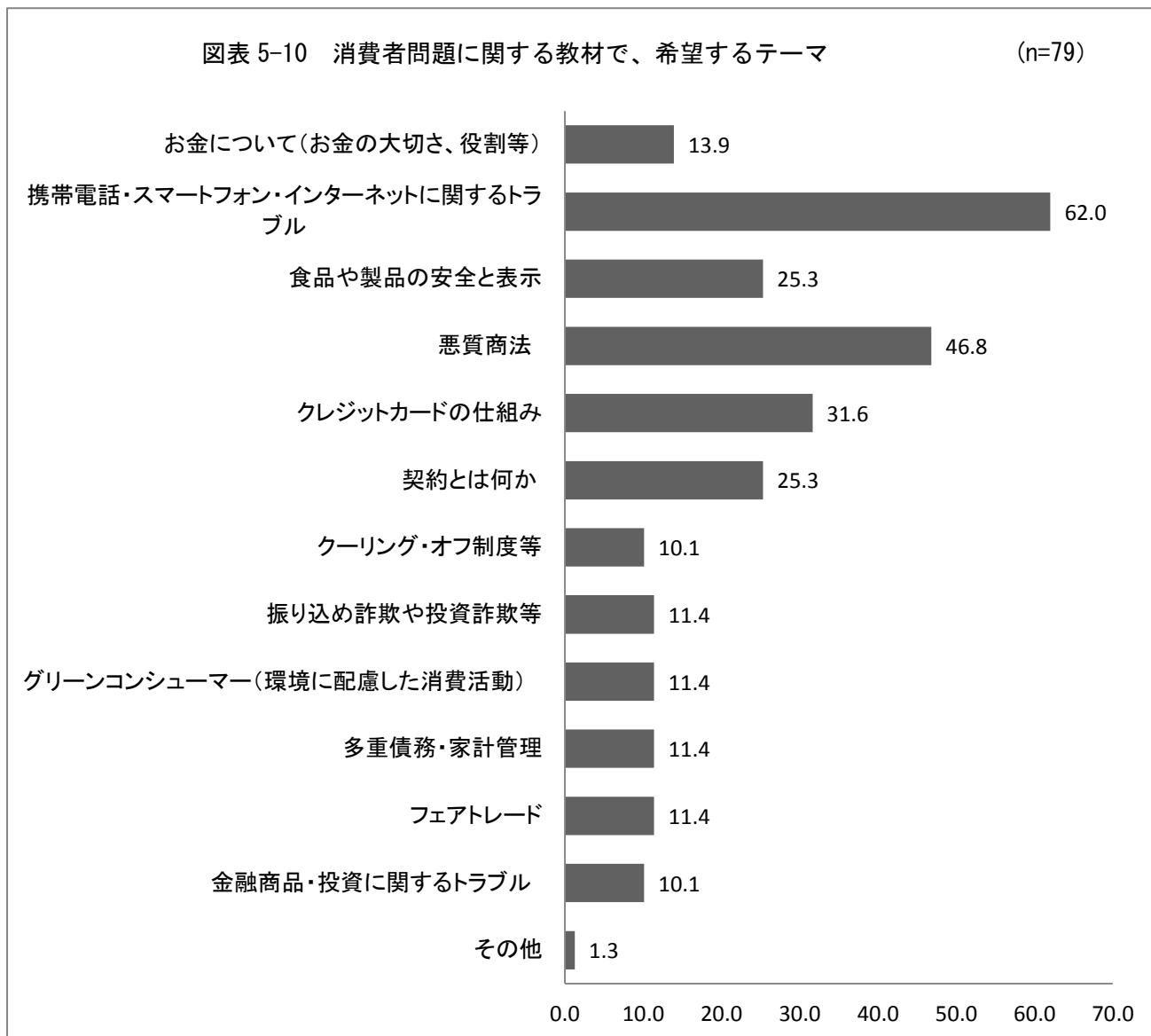


< II - 5 調査のまとめ(高等学校・社会科) >

授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を尋ねたところ、「DVD 等映像」(81.0%) が最も多く、以下「紙媒体 (チラシ、ワークシート等)」(46.8%)、「パソコンを活用した教材」(24.1%) と続いている。(図表 5-9)

### 3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。(3つまで回答可)



消費者問題に関する教材で、希望するテーマを尋ねたところ、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」(62.0%) が最も多く、以下「悪質商法」(46.8%)、「クレジットカードの仕組み」(31.6%) と続いている。(図表 5-10)

#### 4 学校からの気づき（自由記入欄からの抜粋）

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

- ・ スマートフォンやインターネットの普及にともない、生徒が架空請求などのトラブルに巻き込まれる可能性が高くなってきている。社会に出て一人暮らしを始める前に、こういった内容をしっかりと授業で教えていく必要があると感じている。
- ・ 消費者の権利、それを保護する法や制度について授業で扱ったが、生徒にはなかなかイメージが湧きづらく内容が深まりにくかった。
- ・ 限られた授業時数のなかで、様々な領域に触れることと、消費者教育を推進してゆくことを両立させていくことは簡単ではないと思います。しかし、消費者教育は生徒にとっては不可欠で大切な領域であるとも思います。
- ・ 3年次の「政治・経済」の中で扱っているが、受験勉強の範囲の中で触れているので教科書や問題集の中での問題になってしまっている。3学期に、進路決定をした生徒対象で外部講師を招いて実施した消費者教育は、身近な具体的な問題として熱心に聞いていた。
- ・ 昨今、消費者教育のみならず、法教育、租税教育、年金教育、金融教育、そして主権者教育と、関連部局から公民科に求められる課題が多すぎて、授業で取り扱うには時間が足りない。
- ・ 「政治経済」や「現代社会」などの公民科の授業で扱う学習内容はやや専門的で、生徒は消費者問題を自分自身にも関わる問題として捉えていない傾向がある。もう少し、生徒が興味・関心を持てるような出来事などを教材として授業を仕組む必要がある。



### Ⅲ 調査結果の分析

#### 1 調査結果の分析

回答のあった全学校・各教科(小学校、中学校及び高等学校の家庭科及び社会科)について、主な項目を抽出の上、図表化し、それぞれの傾向をもとに、事業の方向性を分析した。

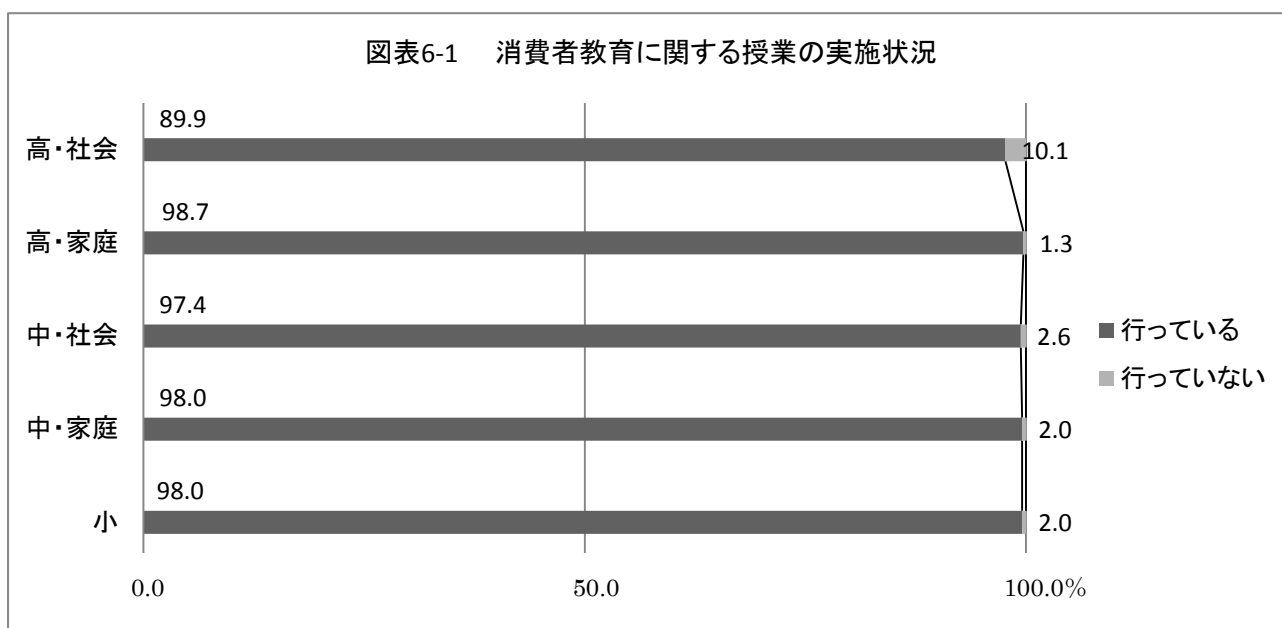
事業の方向性
①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施
②学校への消費者教育アドバイザーの派遣
③学習指導要領に基づくモデル指導案の作成
④消費者教育に係るモデル授業の実施
⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成
⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介(学校と外部講師とのマッチング)

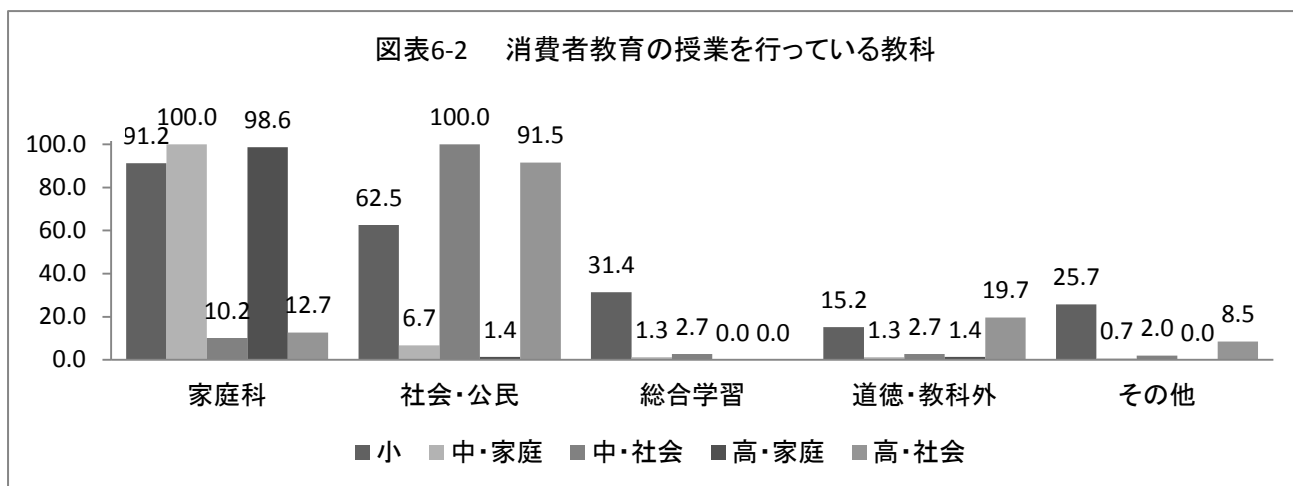
#### 2 児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等

##### 2-1 消費者教育に関する授業の実施状況

回答のあったほぼすべての学校において、学習指導要領に定めるとおり、消費者教育に関する授業が実施されている。また、教科間での認識は異なるものの小学校、中学校及び高等学校の各段階において、主に家庭科や社会科において、消費者教育に関する授業が実施されている。家庭科においては、社会科での取組を把握しておらず、社会科でも同様に家庭科での取組を把握していないことが見て取れる。(図表 6-1、図表 6-2)

このことから、実施できる授業時数の中で効率的に消費者教育に関する授業ができるよう、担当する教員同士の連携について、消費生活センターの支援が必要と考えられる。



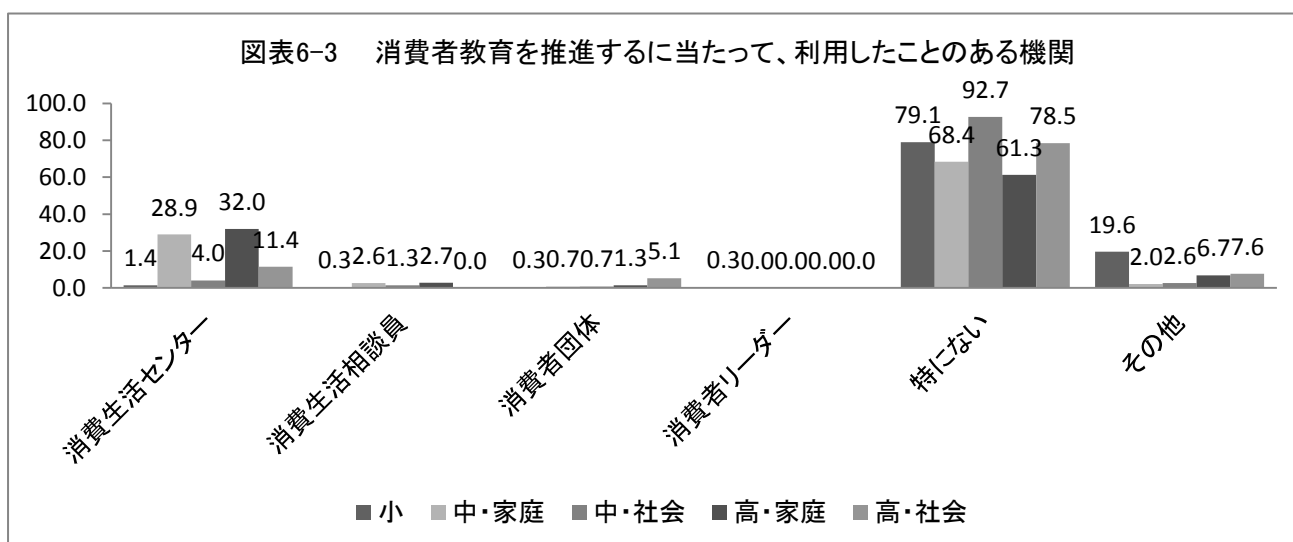


○ 事業の方向性 ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施

2-2 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関

消費者教育に関する授業を実施していると回答した教員に、授業で利用したことのある機関について尋ねたところ、消費生活センター等の機関の利用は、家庭科で3割程度、社会科では1割程度となっている。学校で実施されている消費者教育に関する授業では、7割の教員が他からの支援を得ない状況で授業を実施している。(図表6-3)

このことから、教員の授業研究に消費生活センターの支援があれば、学校のニーズに沿った授業の実施がより容易になり、消費者基本計画に基づいた消費者教育の推進が可能となるものと考えられる。



○ 事業の方向性 ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施  
②学校への消費者教育アドバイザーの派遣

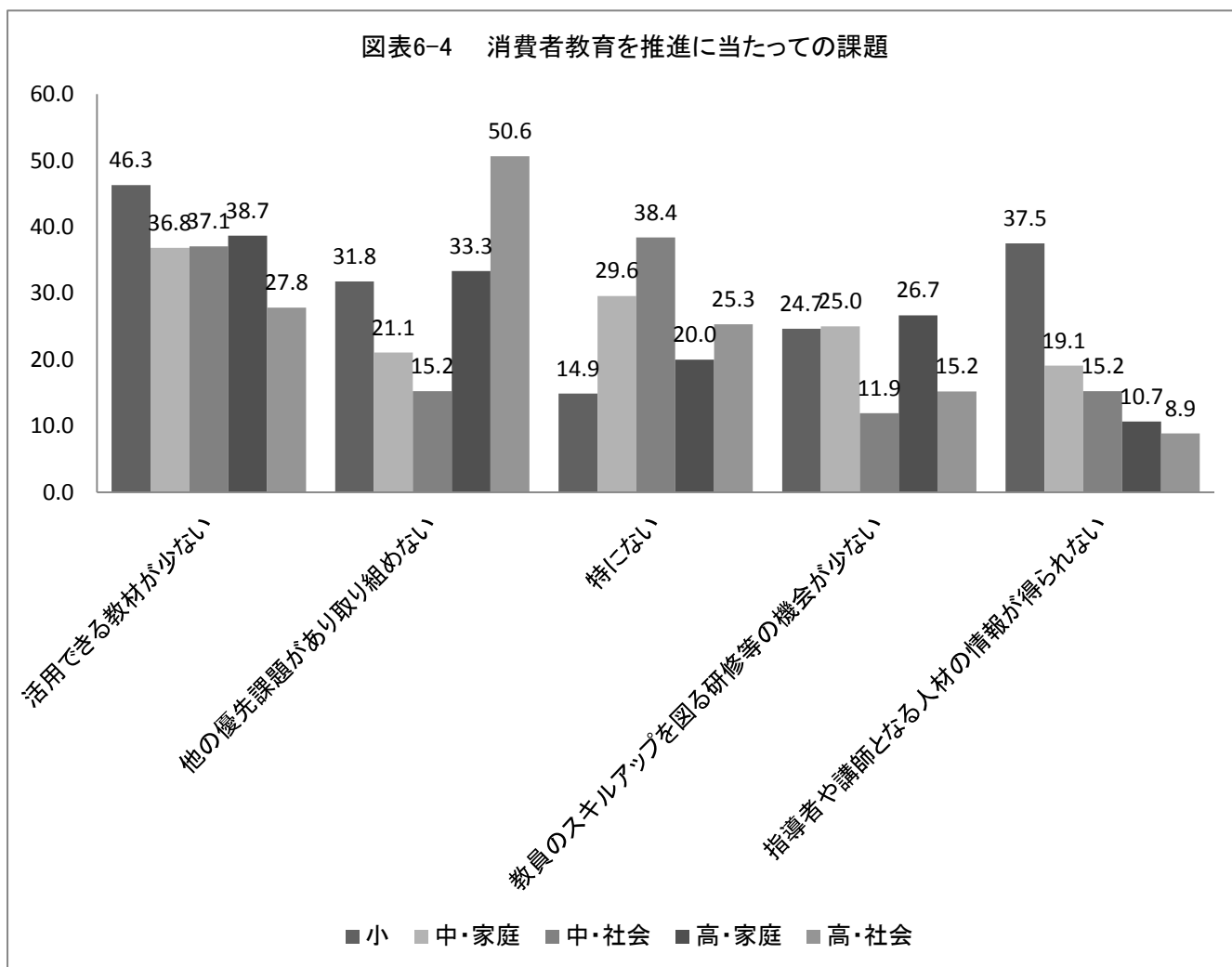
- ③学習指導要領に基づくモデル指導案の作成
- ④消費者教育に係るモデル授業の実施
- ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成
- ⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介

### 3 今後の取組・課題等

#### 3-1 消費者教育を推進するに当たっての課題

学校における消費者教育の推進するに当たっての課題では、「活用できる教材が少ない」「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」「指導者や講師となる人材の情報が得られない」との回答が多くみられた。(図表6-4)

このことから、教員が必要としている「教材」「研修等の機会」「人材の情報」について、消費生活センターの積極的な支援が求められている。さらに、「他の優先課題があり取組めない」との回答からも、モデルとなる指導案や授業等による支援に期待が持てるのではないかと考えられる。



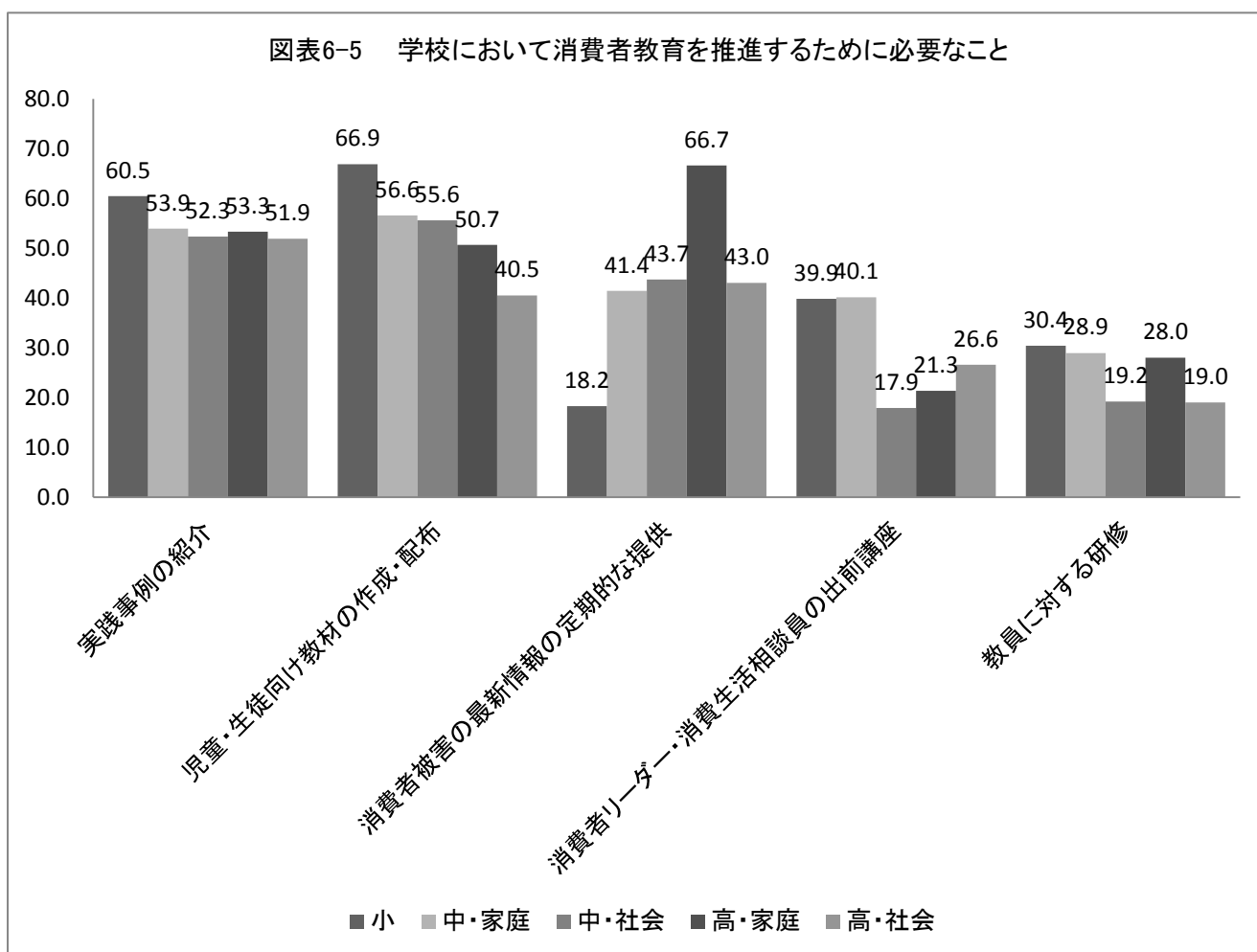


- 事業の方向性
  - ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施
  - ③学習指導要領に基づくモデル指導案の作成
  - ④消費者教育に係るモデル授業の実施
  - ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成
  - ⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介

### 3-2 学校において消費者教育を推進するために必要なこと

学校において消費者教育を推進するために必要なことでは、「実践事例の紹介」「児童・生徒向け教材の作成・配布」「消費者被害の最新情報の定期的な提供」「消費者リーダー・消費生活相談員の出前講座」「教員に対する研修」との回答が多くみられた。(図表6-5)

このことから、実践事例集の作成、最新の情報提供、外部講師の派遣や紹介、教員向けセミナーの開催等について、消費生活センターによる支援が求められていると考えられる。



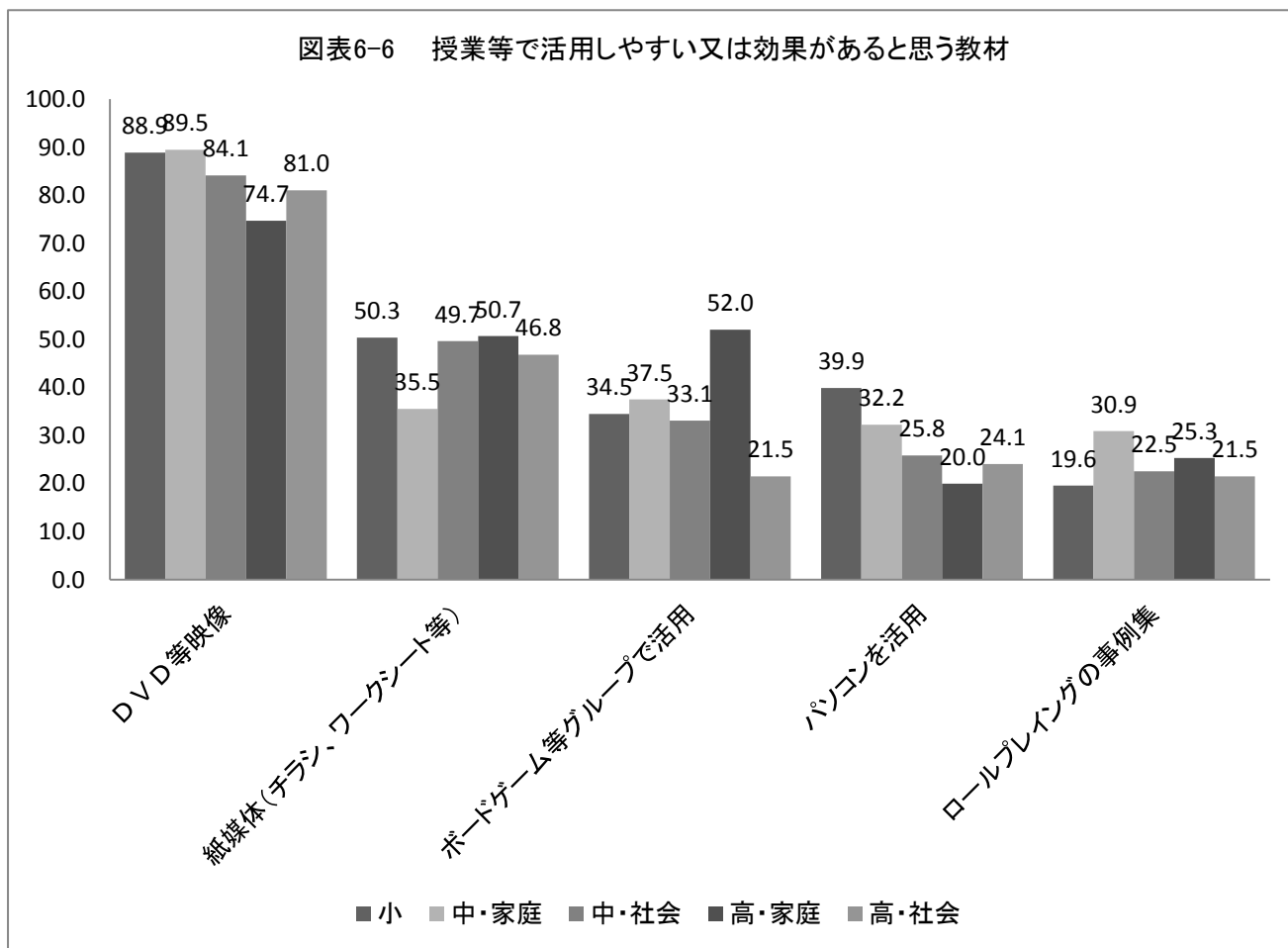
- 事業の方向性
  - ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施
  - ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成

⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介

3-3 授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材

授業等で活用しやすい又は効果があると思う教材では、8割の教員が「DVD等映像」の教材が活用しやすく、効果があると答えている。続いて「紙媒体(チラシ、ワークシート等)」が5割程度、「ボードゲーム等グループで活用」と続いている。(図表6-6)

このことから、学校では主に映像を活用した授業の実施が好まれている傾向がうかがえる。また、紙媒体の教材も利用しやすいとされ、消費生活センターの所有する教材情報の提供やDVD等映像に沿ったプリント等の作成に、支援が求められていると考えられる。



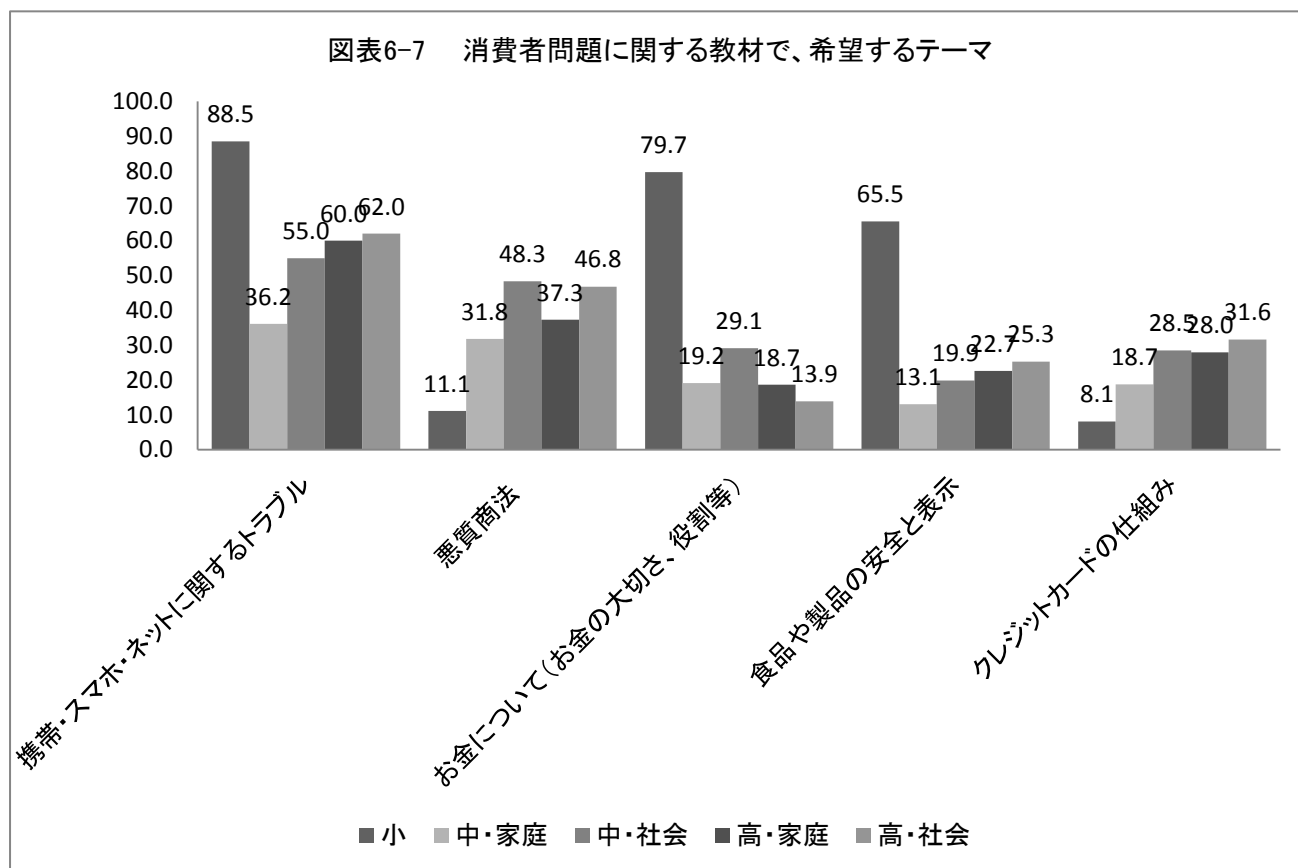
○ 事業の方向性 ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成

### 3-4 消費者問題に関する教材で、希望するテーマ

消費者問題に関する教材で、希望するテーマでは、「携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル」「悪質商法」「お金について(お金の大切さ、役割等)」「食品や製品の安全と表示」「クレジットカードの仕組み」との回答が多くみられた。

(図表 6-7)

このことから、学校で取り組むテーマとして、児童・生徒が消費者トラブルに遭遇する可能性の高いスマートフォンやインターネット機器等への関心が最も高く、この分野のセミナーや専門の外部講師の派遣に効果があると考えられる。また、小学校では、「お金」「食品や製品の安全」などの消費者がより身近に感じるものについての教育に関心が高く、社会見学等の学校外での学習が重要であると考えられる。さらに、中学校・高等学校になると実社会への対応を視野に「悪質商法」等の情報提供やその被害防止に向けた手段に関心が高くなっている。小・中・高各段階の関心の高さに応じた、消費生活センターの積極的な支援が求められていると考えられる。



- 事業の方向性
- ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施
  - ②学校への消費者教育アドバイザーの派遣
  - ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成
  - ⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介

#### 4 学校からの気づき(自由記入欄からの抜粋)

設問による回答では答えられない自由記入欄の率直な意見からも求められる事業の方向性が見て取れる。主な意見は、以下のとおり。

- ・ 小学生でもネットトラブル(課金制度での高額請求等)が起こっており、消費者教育を行うべき年齢が低年齢化している気がする。また、それを指導する教材等については内容や言葉が難しく、児童に分かりやすく指導することが難しいという現状がある。(小学校)
- ・ 中学生にもわかりやすくリボ払いを説明できるような資料があるとありがたい。グリーンコンシューマーやフェアトレードについて、中学生が興味をもって学習できるような資料を探している。(中学校・家庭科)
- ・ 最近では、インターネットショッピングやオンラインゲーム等を中学生も利用する機会が増えており、それにともなって多くの消費者トラブルが起きている。教員の知識が、時代の流れに追いつけず、生徒の現状を把握して指導することが難しいと感じている。教員の消費者教育の研修の機会も増えると良いと思う。(中学校・家庭科)
- ・ 事例がよく理解できる教材等が簡単に手に入るとよいと思う。(中学校・社会科)
- ・ 消費者教育の授業では、生徒が身近に感じられる学習内容なので、普段の授業よりも意欲的に取り組んでいるように思われる。生徒の興味・関心を把握しながら、更なる授業改善を進めていきたい。(中学校・社会科)
  - ・ 工夫した演習等を行うと生徒にとって大変意義のある授業になることは分かっているが、家庭基礎(2単位)の中ではなかなか割く時間がないのが現状である。内容が充実し、なおかつコンパクトに実施できる演習教材(例えばクイズ形式の教材など)があれば、少ない時数でも効率の良い、消費者意識を高める授業ができるのではないかと思う。(高等学校・家庭科)
- ・ 教材の参考になればとインターネットで消費者教育を推進し、教材を提供している団体に問い合わせなどしています。教材として活用できるものがもっと身近にあればと思います。(高等学校・家庭科)

これらの意見からも、消費生活センターが積極的な支援を行うことで、消費者教育に関する授業の進展が図られ、児童・生徒の関心に応じた消費者教育の推進が可能となるものと考えられる。



- 事業の方向性
  - ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施
  - ②学校への消費者教育アドバイザーの派遣
  - ③学習指導要領に基づくモデル指導案の作成
  - ④消費者教育に係るモデル授業の実施
  - ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成
  - ⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介

## 消費者教育に関するアンケート

回答者 \_\_\_\_\_ 市・町 立 \_\_\_\_\_ 小学校

氏名 \_\_\_\_\_

※平成27年度の授業の状況についてお答えください。

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

- ①行っている ②行っていない

回答 \_\_\_\_\_

問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

(1) 授業の教科(複数回答可)

- ①家庭科 ②社会科 ③総合的な学習の時間 ④道徳
- 
- ⑤その他(教科名 \_\_\_\_\_)

回答 \_\_\_\_\_

(2) 学年(複数回答可)

- ①1年 ②2年 ③3年 ④4年 ⑤5年 ⑥6年

回答 \_\_\_\_\_

(3) 時間数(年間)(1つ選択)

- ①1時間 ②2時間 ③3時間 ④4時間 ⑤5時間 ⑥6時間
- 
- ⑦7時間 ⑧8時間 ⑨9時間 ⑩10時間 ⑪11~15時間
- 
- ⑫16~20時間 ⑬21時間以上 ⑭不明

回答 \_\_\_\_\_

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。

(複数回答可)

- ①消費生活センター ②消費生活相談員 ③消費者団体 ④消費者リーダー
- 
- ⑤特にない ⑥その他( \_\_\_\_\_)

回答 \_\_\_\_\_

問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。

(3つまで回答可)

- ①どのような取組をすればよいかわからない
- 
- ②指導者や講師となる人材の情報が得られない
- 
- ③活用できる教材が少ない ④予算がない
- 
- ⑤教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない
- 
- ⑥他の優先課題があり取り組めない ⑦特にない
- 
- ⑧その他(課題 \_\_\_\_\_)

回答 \_\_\_\_\_

問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。

(3つまで回答可)

- ①実践事例の紹介 ②児童・生徒向け教材の作成・配布 ③教員に対する研修



- ④消費者団体や事業者団体との意見交換を行う機会の提供
- ⑤消費者被害の最新情報の定期的な提供
- ⑥消費者リーダー・消費生活相談員の出前講座
- ⑦特にない
- ⑧その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。

(3つまで回答可)

- ①DVD等映像の教材
- ②紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- ③パソコンを活用した教材
- ④ボードゲーム等グループで使える教材
- ⑤ロールプレイングの事例集
- ⑥スマートフォンを活用した教材
- ⑦実際に消費者問題等を体験できる施設(消費者教育施設「まなべる」)
- ⑧その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。

(3つまで回答可)

- ①お金について(お金の大切さ、役割等)
- ②携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- ③食品や製品の安全と表示
- ④悪質商法
- ⑤クレジットカードの仕組み
- ⑥契約とは何か
- ⑦クーリング・オフ制度等
- ⑧振り込め詐欺や投資詐欺等
- ⑨グリーンコンシューマー(環境に配慮した消費活動)
- ⑩多重債務・家計管理
- ⑪フェアトレード
- ⑫金融商品・投資に関するトラブル
- ⑬その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

--

アンケート調査に御協力ありがとうございます。

恐れ入りますが、9月15日までに、各提出先に

メールで提出をお願いします。

◇調査に関するお問合せ先

山口県消費生活センター

消費者政策班(担当 小山)

TEL:083-933-2608 Fax:083-933-2629

Email: a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

## 【家庭科教員用】

(中学校・高等学校)

## 消費者教育に関するアンケート

回答者 \_\_\_\_\_ 県・市・立 \_\_\_\_\_ 学校 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_

※平成27年度の授業の状況についてお答えください。

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

①行っている ②行っていない 回答 \_\_\_\_\_

問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

(1) 授業の教科(複数回答可)

①家庭 ②公民 ③総合的な学習の時間 ④教科外(HR等)  
 ⑤その他(教科名 \_\_\_\_\_) 回答 \_\_\_\_\_

(2) 学年(複数回答可)

①1年 ②2年 ③3年 ④4年(定時制) 回答 \_\_\_\_\_

(3) 時間数(年間)(1つ選択)

①1時間 ②2時間 ③3時間 ④4時間 ⑤5時間 ⑥6時間  
 ⑦7時間 ⑧8時間 ⑨9時間 ⑩10時間 ⑪11～15時間  
 ⑫16～20時間 ⑬21時間以上 ⑭不明 回答 \_\_\_\_\_

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。

(複数回答可)

①消費生活センター ②消費生活相談員 ③消費者団体 ④消費者リーダー  
 ⑤特にない ⑥その他( \_\_\_\_\_) 回答 \_\_\_\_\_

問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。

(3つまで回答可)

①どのような取組をすればよいかわからない  
 ②指導者や講師となる人材の情報が得られない  
 ③活用できる教材が少ない ④予算がない  
 ⑤教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない  
 ⑥他の優先課題があり取り組めない ⑦特にない  
 ⑧その他(課題 \_\_\_\_\_) 回答 \_\_\_\_\_

問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。

(3つまで回答可)

①実践事例の紹介 ②児童・生徒向け教材の作成・配布 ③教員に対する研修

## 【家庭科教員用】

(中学校・高等学校)

- ④消費者団体や事業者団体との意見交換を行う機会の提供
- ⑤消費者被害の最新情報の定期的な提供
- ⑥消費者リーダー・消費生活相談員の出前講座
- ⑦特にない
- ⑧その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。

(3つまで回答可)

- ①DVD等映像の教材
- ②紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- ③パソコンを活用した教材
- ④ボードゲーム等グループで使える教材
- ⑤ロールプレイングの事例集
- ⑥スマートフォンを活用した教材
- ⑦実際に消費者問題等を体験できる施設(消費者教育施設「まなべる」)
- ⑧その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。

(3つまで回答可)

- ①お金について(お金の大切さ、役割等)
- ②携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- ③食品や製品の安全と表示
- ④悪質商法
- ⑤クレジットカードの仕組み
- ⑥契約とは何か
- ⑦クーリング・オフ制度等
- ⑧振り込め詐欺や投資詐欺等
- ⑨グリーンコンシューマー(環境に配慮した消費活動)
- ⑩多重債務・家計管理
- ⑪フェアトレード(適正な価格での取引)
- ⑫金融商品・投資に関するトラブル
- ⑬その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

--

アンケート調査に御協力ありがとうございます。

恐れ入りますが、9月15日までに、各提出先に

メールで提出をお願いします。

◇調査に関するお問合せ先

山口県消費生活センター

消費者政策班(担当 小山)

TEL:083-933-2608 Fax:083-933-2629

Email: a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

## 【社会科教員用】

(中学校・高等学校)

## 消費者教育に関するアンケート

回答者 \_\_\_\_\_ 県・市・立 \_\_\_\_\_ 学校

氏名 \_\_\_\_\_

※平成27年度の授業の状況についてお答えください。

問1 消費者教育に関する授業を行っていますか。(1つ選択)

①行っている

②行っていない

回答 \_\_\_\_\_

問2 消費者教育に関する授業の教科、学年、時間数を教えてください。

(1) 授業の教科(複数回答可)

①家庭

②公民

③総合的な学習の時間

④教科外(HR等)

⑤その他(教科名

)

回答 \_\_\_\_\_

(2) 学年(複数回答可)

①1年

②2年

③3年

④4年(定時制)

回答 \_\_\_\_\_

(3) 時間数(年間)(1つ選択)

①1時間

②2時間

③3時間

④4時間

⑤5時間

⑥6時間

⑦7時間

⑧8時間

⑨9時間

⑩10時間

⑪11~15時間

⑫16~20時間

⑬21時間以上

⑭不明

回答 \_\_\_\_\_

問3 消費者教育を推進するに当たって、利用したことのある機関を選んでください。

(複数回答可)

①消費生活センター

②消費生活相談員

③消費者団体

④消費者リーダー

⑤特にない

⑥その他(

)

回答 \_\_\_\_\_

問4 消費者教育を推進するに当たって、課題となっていることを選んでください。

(3つまで回答可)

①どのような取組をすればよいかわからない

②指導者や講師となる人材の情報が得られない

③活用できる教材が少ない

④予算がない

⑤教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない

⑥他の優先課題があり取り組めない

⑦特にない

⑧その他(課題

)

回答 \_\_\_\_\_

問5 学校において消費者教育を推進するために必要だと思うことを選んでください。

(3つまで回答可)

①実践事例の紹介

②児童・生徒向け教材の作成・配布

③教員に対する研修

## 【社会科教員用】

(中学校・高等学校)

- ④消費者団体や事業者団体との意見交換を行う機会の提供
- ⑤消費者被害の最新情報の定期的な提供
- ⑥消費者リーダー・消費生活相談員の出前講座
- ⑦特にない
- ⑧その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問6 授業等で活用しやすい又は効果があると思われる教材を選んでください。

(3つまで回答可)

- ①DVD等映像の教材
- ②紙媒体(チラシ、ワークシート等)による教材
- ③パソコンを活用した教材
- ④ボードゲーム等グループで使える教材
- ⑤ロールプレイングの事例集
- ⑥スマートフォンを活用した教材
- ⑦実際に消費者問題等を体験できる施設(消費者教育施設「まなべる」)
- ⑧その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問7 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。

(3つまで回答可)

- ①お金について(お金の大切さ、役割等)
- ②携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
- ③食品や製品の安全と表示
- ④悪質商法
- ⑤クレジットカードの仕組み
- ⑥契約とは何か
- ⑦クーリング・オフ制度等
- ⑧振り込め詐欺や投資詐欺等
- ⑨グリーンコンシューマー(環境に配慮した消費活動)
- ⑩多重債務・家計管理
- ⑪フェアトレード(適正な価格での取引)
- ⑫金融商品・投資に関するトラブル
- ⑬その他 ( ) 回答 \_\_\_\_\_

問8 学校で行う消費者教育に関する授業について、又は授業以外の消費生活全般について、特に印象に残ったできごとやお気づきのことを御自由にお書きください。

--

アンケート調査に御協力ありがとうございます。

恐れ入りますが、9月15日までに、各提出先に

メールで提出をお願いします。

◇調査に関するお問合せ先

山口県消費生活センター

消費者政策班(担当 小山)

TEL:083-933-2608 Fax:083-933-2629

Email: a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

## 消費者教育推進における学校と消費者行政との連携強化について

### <趣 旨>

消費者教育推進における当面の課題として、学校における消費者教育の活性化を取り上げ、学校（教育委員会）と消費生活センター（消費者行政）との連携強化に向け、現状調査を実施し、取組の方向性を検討。

### 1 現状調査の実施状況について

#### (1) 取組の背景（制度の現状）

##### ○ 消費者教育推進法（H24.12）

消費者被害の防止と消費者の自立に重要な役割を果たす消費者教育の基本的な考え方や国・地方公共団体の責務等を定める。

→学校における消費者教育の推進の義務付け

##### ○ 消費者教育の推進に関する基本的な方針（H25.6閣議決定）

誰もが、どこに住んでいても生涯を通じて、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進

##### ○ 学習指導要領における消費者教育（H20、H21）

小・中・高等学校の学習指導要領に、消費者教育に関する内容を記述

→学校での消費者教育を教員が実施

#### (2) 学校での消費者教育に係る問題認識

○ 消費生活センターでは、誰もが、どこに住んでいても生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進するため、各種団体での出前講座や消費者教育施設「まなべる」を活用した研修を実施している。

○ しかし、発達段階にある児童・生徒に対しての消費者教育は、学習指導要領に基づき、教員が実施しているため、消費生活センターは、学校における消費者教育の実態を把握していない。

○ 消費者教育推進法に基づく消費者教育の推進をめざす上で、学校が求める要望を受け止め、学校に対して的確な支援を行うため、学校における消費者教育の現状を調査する必要がある。

#### (3) 調査対象

○ 発達段階のより早い段階での消費者教育水準の向上を目指す必要があることから、県内すべての小・中・高等学校を対象に現状の調査を実施。

○ とくに、中学校・高等学校においては、家庭科と社会科で消費者教育が実施されていることを鑑み、両教科の教員に対して、調査を実施。

(校)

	小学校	中学校		高等学校		合計
		家庭科	社会科	家庭科	社会科	
配布数	296	160	160	78	85	779
回答数	296	152	151	75	79	753
回収率	100.0	95.0	94.4	96.2	92.9	96.7

※配布数は、回答のあった分校を含み、休校等は除く。

## 2 これまでの検討状況

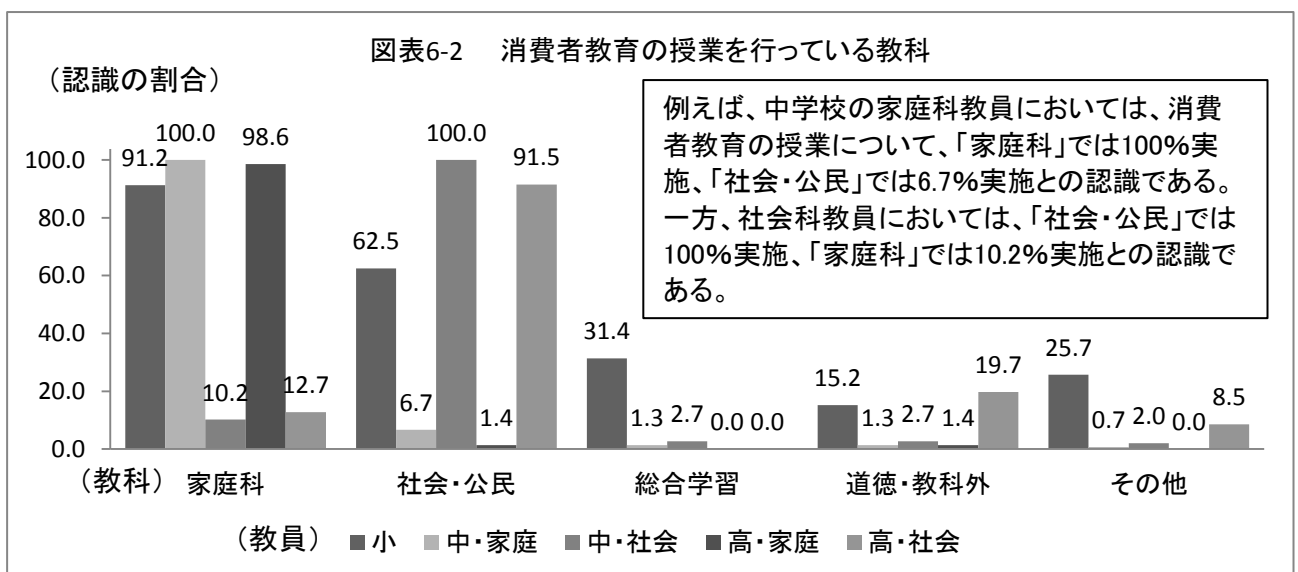
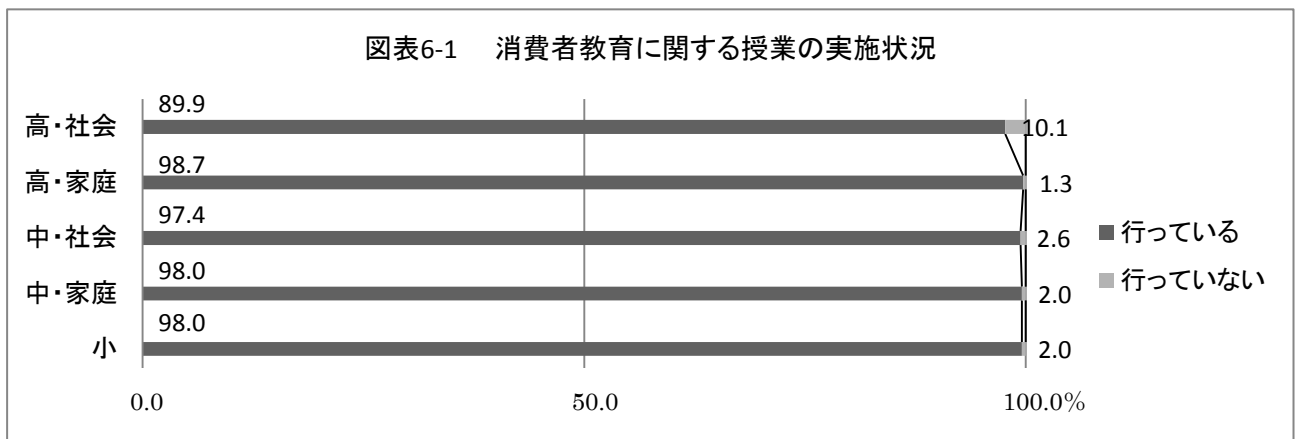
時 期	内 容																
H27 第3回審議会	学校における消費者教育の現状調査の方針(提案)																
<p>▼現状調査の方法(体制、対象、手法、期間等)を県において検討 (委員から意見の聞き取りや試験的な調査も実施)</p> <p>・検討の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>検討内容(検討メンバー)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27.12.18</td> <td>授業の実施内容(テーマ)及び課題、調査手法(委員)</td> </tr> <tr> <td>H28.1.12</td> <td>調査への協力依頼、現状調査の実施手法(教育委員会)</td> </tr> <tr> <td>H28.3.14</td> <td>調査項目及び調査期間(委員)</td> </tr> <tr> <td>H28.4.14</td> <td>アンケート案(たたき台)、調査の目指す成果(委員)</td> </tr> <tr> <td>H28.4.19</td> <td>調査の配布・回収方法、調査スケジュール(教委、学文)</td> </tr> <tr> <td>H28.5.18</td> <td>実施要領・事務フロー(案)、アンケート案(委員)</td> </tr> <tr> <td>H28.5.26</td> <td>調査の配布・回収、アンケート案、依頼方法(教委・学文)</td> </tr> </tbody> </table>		日程	検討内容(検討メンバー)	H27.12.18	授業の実施内容(テーマ)及び課題、調査手法(委員)	H28.1.12	調査への協力依頼、現状調査の実施手法(教育委員会)	H28.3.14	調査項目及び調査期間(委員)	H28.4.14	アンケート案(たたき台)、調査の目指す成果(委員)	H28.4.19	調査の配布・回収方法、調査スケジュール(教委、学文)	H28.5.18	実施要領・事務フロー(案)、アンケート案(委員)	H28.5.26	調査の配布・回収、アンケート案、依頼方法(教委・学文)
日程	検討内容(検討メンバー)																
H27.12.18	授業の実施内容(テーマ)及び課題、調査手法(委員)																
H28.1.12	調査への協力依頼、現状調査の実施手法(教育委員会)																
H28.3.14	調査項目及び調査期間(委員)																
H28.4.14	アンケート案(たたき台)、調査の目指す成果(委員)																
H28.4.19	調査の配布・回収方法、調査スケジュール(教委、学文)																
H28.5.18	実施要領・事務フロー(案)、アンケート案(委員)																
H28.5.26	調査の配布・回収、アンケート案、依頼方法(教委・学文)																
H28 第1回審議会 【前回】(H28.7)	現状調査の実施方法の審議 ・実施要領、事務フロー、アンケート																
<p>▼調査方針に沿って、教育委員会や学校の協力を得て、調査を実施 具体的な施策展開プランを併せて検討</p> <p>調査期間：7月14日～9月30日 集計分析：10月1日～12月20日</p>																	
H28 第2回審議会 【今回】(H29.1)	調査結果の報告(消費者教育の現状調査報告書) 今後の施策展開の方向性																

### 3 調査結果の概要

回答のあった全学校・各教科(小学校、中学校及び高等学校の家庭科及び社会科)について、主な項目を抽出の上、図表化し、それぞれの傾向をもとに、事業の方向性を分析した。

#### (1) 消費者教育に関する授業の実施状況

- 回答のあったほぼすべての学校において、学習指導要領に定めるとおり、消費者教育に関する授業が実施されている。また、教科間での認識は異なるものの小学校、中学校及び高等学校の各段階では、主に家庭科や社会科において、消費者教育に関する授業が実施されている。
- 家庭科においては、社会科での取組を十分把握しておらず、社会科においても家庭科での取組について同様であることが見て取れる。(図表 6-1、図表 6-2)
- このことから、実施できる授業時数の中で効率的に消費者教育に関する授業ができるよう、担当する教員同士の連携について、消費生活センターの支援が必要と考えられる。

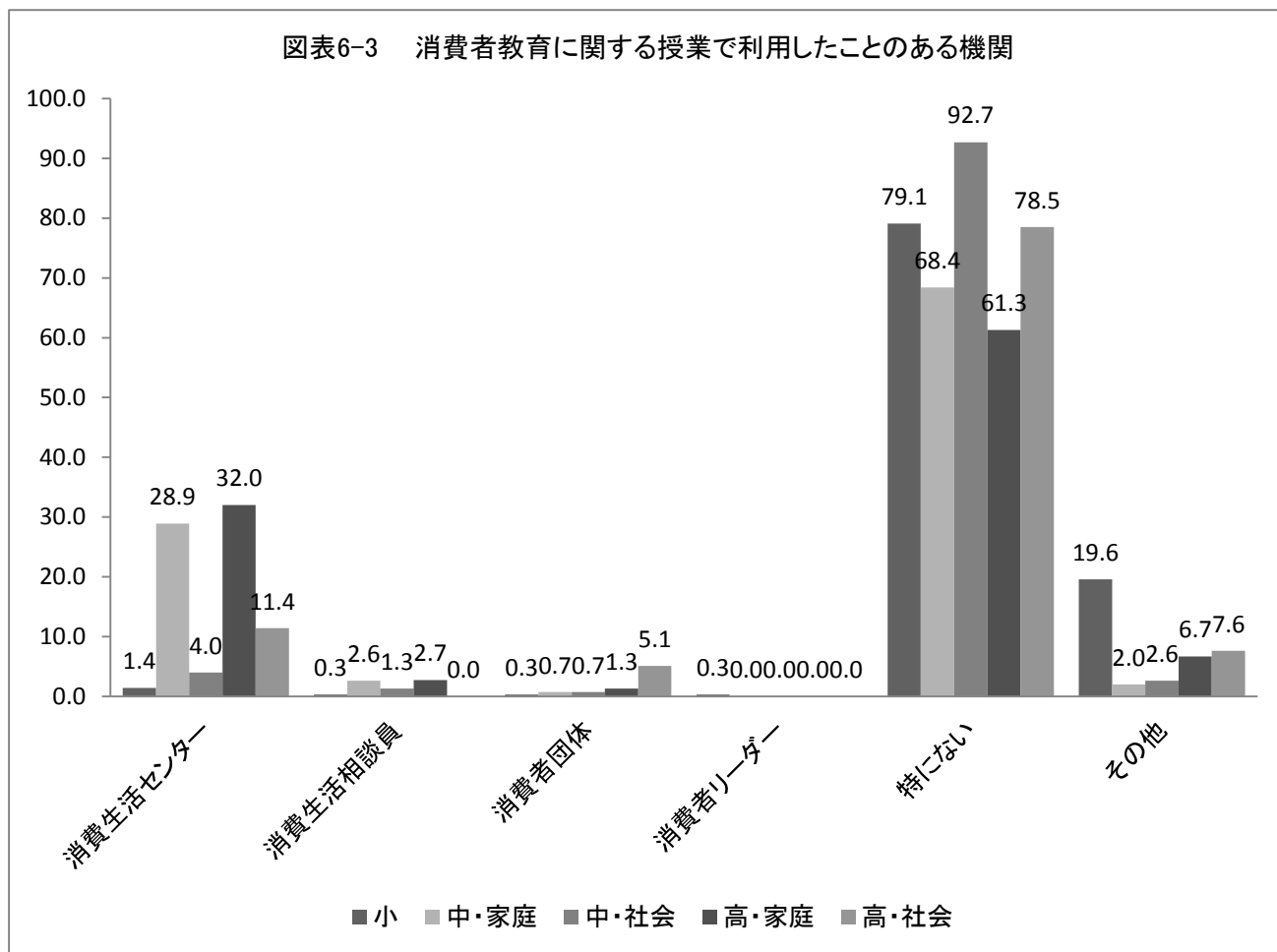


<事業の方向性> ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施



(2) 消費者教育の推進に当たって、利用したことのある機関

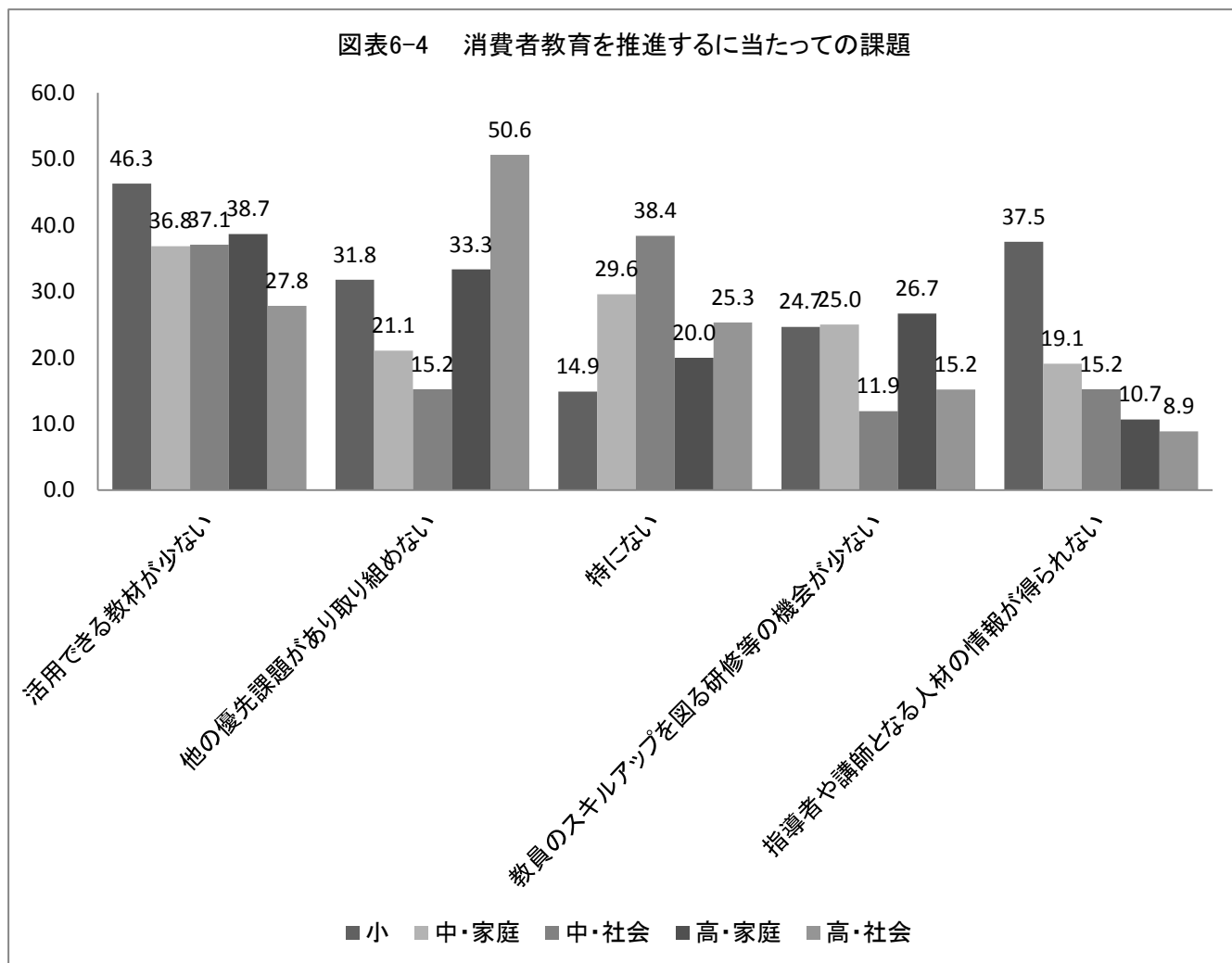
- 消費者教育に関する授業を実施していると回答した教員に、授業で利用したことのある機関について尋ねたところ、消費生活センター等の機関の利用は、家庭科で3割程度、社会科では1割程度となっている。学校で実施されている消費者教育に関する授業では、7割程度の教員が他からの支援を得ない状況で授業を実施している。(図表 6-3)
- このことから、教員の授業研究に消費生活センターの支援があれば、学校のニーズに沿った授業の実施がより容易になり、消費者基本計画に基づいた消費者教育の推進が可能となるものと考えられる。



- <事業の方向性>
- ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施
  - ②学校への消費者教育アドバイザーの派遣
  - ③学習指導要領に基づくモデル指導案の作成
  - ④消費者教育に係るモデル授業の実施
  - ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成
  - ⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介

(3) 消費者教育を推進するに当たっての課題

- 学校における消費者教育を推進するに当たっての課題の課題では、「活用できる教材が少ない」「教員のスキルアップを図る研修等の機会が少ない」「指導者や講師となる人材の情報が得られない」との回答が多くみられた。(図表6-4)
- このことから、教員が必要としている「教材」「研修等の機会」「人材の情報」について、消費生活センターの積極的な支援が求められていると考えられる。
- さらに、「他の優先課題があり取り組めない」との回答からも、モデルとなる指導案や授業等による支援に期待が持てるのではないかと考えられる。



<事業の方向性>

- ①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施
- ③学習指導要領に基づくモデル指導案の作成
- ④消費者教育に係るモデル授業の実施
- ⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成
- ⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介

#### 4 今後の施策展開の方向性

このたびの調査結果を踏まえ、今後、県が実施する事業へ、以下のとおり反映させていく。

区分	事業の方向性	施策展開例
教員への研修	①教員を対象にした消費者教育セミナーの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融消費者教育セミナーでの研究発表テーマの拡充</li> <li>・授業実践事例集の配布 等</li> </ul>
授業の実施方法・進め方	②学校への消費者教育アドバイザーの派遣 ③学習指導要領に基づくモデル指導案の作成 ④消費者教育に係るモデル授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育アドバイザーの派遣の継続・拡充（派遣対象を小学校に拡大）</li> <li>・学外活動（社会見学等）を含めた現場研修型の指導案の作成</li> <li>・現場研修を踏まえた公開授業の実施</li> <li>・事業成果の周知・モデル指導案の活用促進</li> <li>・授業実践事例集の配布 等</li> </ul>
情報提供	⑤学校で活用できる消費者教育の教材の作成 ⑥消費者教育を担当できる外部講師の紹介（学校と外部講師とのマッチング）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育に活用できる教材をテーマごとに紹介</li> <li>・消費者教育に活用できる外部講師をテーマごとに紹介</li> <li>・「やまぐちくらしの安心ネット」の情報を配信 等</li> </ul>

●本資料に関するお問い合わせは下記へお願いします。

山口県消費生活センター（消費者政策班）

753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県環境生活部県民生活課内

TEL：083-933-2608 FAX：083-933-2629

Mail：a12100@pref.yamaguchi.lg.jp